

昭和三十九年法律第百七十号  
電気事業法

目次

第一款 総則（第一条・第二条）	第二章 電気事業
第二款 小売電気事業	第三章 電気工作物
第三款 事業の登録（第二条の二十一第二条の十 七）	第四章 土地等の使用
第四款 業務（第二条の十二第一条の十 七）	第五章 電力・ガス取引監視等委員会（第六十 六条の二第一第六十六条の十七）
第五款 計画（第二十九条・第三十条）	第六章 登録適合性確認機関、登録安全管理審 査機関、指定試験機関及び登録調査機 関（第六十七条第一項）
第六款 業務（第二十八条の四十一第二 十八条の五十五）	第七章 卸電力取引所（第九十七条第一九十九 条の十四）
第七款 財務及び会計（第二十八条の五 十一第二十八条の五十八）	第八章 雜則（第一百条第一百四十四条の二）

第一款 災害等への対応（第三十一条第一 三十四条）	第二章 の二電気使用者情報の利用及び提供 (第三十七条の三第一三十七条の十二)
第二款 あつせん及び仲裁（第三十五条第一 三十七条の二）	第三章 電気工作物
第三款 会計及び財務（第二十七条の二 第二十七条の三）	第四章 土地等の使用
第四款 業務（第二十七条の四第一二十 七条の十二）	第五章 電力・ガス取引監視等委員会（第六十 六条の二第一第六十六条の十七）

第五節 送電事業（第二十七条の四第一二十 七条の二十九の六）	第六章 登録適合性確認機関、登録安全管理審 査機関、指定試験機関及び登録調査機 関（第六十七条第一項）
第六節 特定供給事業（第二十七条の十三 二第一二十七条の十二の十三）	第七章 卸電力取引所（第九十七条第一九十九 条の十四）
第七節 広域的運営	第八章 雜則（第一百条第一百四十四条の二）
第一款 電気事業者等の相互の協調（第二 十一条第二十七条の二十一第二条の二十二 二十七条の二十九の六）	第九章 罰則（第一百五十五条第一百二十九条）

第五節の二 特定卸供給事業（第二十七条の 三十一第二十七条の三十二）	第一節 定義（第三十八条）
第六節 特定供給（第二十七条の三十三）	第二節 事業用電気工作物
第七節 広域的運営	第三節 環境影響評価に関する特例（第四 十一条）
第一款 電気事業者等の相互の協調（第二 十一条第二十七条の二十一第二条の二十二 二十七条の二十九の六）	第四款 工事計画及び検査（第四十七条 第五十五条）
第二款 特定自家用電気工作物設置者の届 出（第二十八条の三）	第五款 承継（第五十五条の二）
第三款 広域的運営推進機関	第六款 認定高度保安実施設置者（第五十 五条の三第一五十五条の十三）
第一目 総則（第二十八条の四第一二十 八条の九）	第七章 電力・ガス取引監視等委員会（第六十 六条の二第一第六十六条の十七）
第二目 会員（第二十八条の十一第二十 八条の十七）	第八章 雜則（第一百条第一百四十四条の二）
第三目 設立（第二十八条の十三第一二 十八条の十七）	第九章 罰則（第一百五十五条第一百二十九条）
第四目 管理（第二十八条の十八第一二 十八条の三十九）	第十章 附則
第五目 総会（第二十八条の三十一第一 二十八条の三十九）	
第六目 業務（第二十八条の四十一第二 十八条の五十五）	
第七目 財務及び会計（第二十八条の五 十一第二十八条の五十八）	

第一節 登録適合性確認機関（第六十七条 第八十条）	八 口 特定卸供給を行う事業を営む者 特定卸 供給に係る電気 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用 する送配電用及び配電用の電気工作物によりそ の供給区域において託送供給及び電力量調整 供給を行う事業（発電事業に該当する部分を 除く。）をいい、当該送配電用及び配電用の電 気工作物により次に掲げる小売供給を行う事 業（発電事業に該当する部分を除く。）を含 むものとする。
第二節 登録安全管理審査機関（第八十条 の二）	九 口 その供給区域内に離島等がある場合にお いて、当該離島等における一般の需要に応 じて、当該離島等における一般的の需要に応 じる電気の供給を保障するための電気の供 給（以下「離島等供給」という。）
第三節 指定試験機関（第八十一条第一 八条）	十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送 電用の電気工作物により一般送配電事業者又
第四節 登録調査機関（第八十九条第一 六条）	











この項において「認可一般送配電事業者」といふう。)の特定関係事業者(次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。第三号において同じ。)である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、小売電気事業(当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般的の需要に応ずるものに限る)、発電事業者又は(当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般的の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。)又は特定卸供給事業(当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般的の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。)を営むときは、この限りでない。

一 認可一般送配電事業者 次条第二項及び第三条第二項から第五項までの規定

二 認可一般送配電事業者の取締役、執行役又は使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。)次条第一項の規定

三 認可一般送配電事業者の特定関係事業者 第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項の規定

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

**第二十二条の三** 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者(一般送配電事業者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)、親会社(同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。)若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等(同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に該当する小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者又は当該小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。)の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。)又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。)の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合においては、

合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に從事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

四 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（一般送配電事業者の禁止行為等）

**第二十三条** 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関する知識を得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー、電気の利用の促進に関する特別措置法（平成

二十三年法律第二百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。) 第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第一条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不當に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして、  
1 経済産業省令で定める行為をすること。  
一般送配電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島等供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者にこれらとの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

6 給電事業者からその営む小売電気事業、発電事業者は特定卸供給事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

(一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

**第二十三条の二** 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が當む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

四 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定關係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

本文の行為をするよう必要求し、又は依頼すること。

二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業大臣で定める行為をすること。  
三 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

四 一般送配電事業者は、経渋産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他の一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制を整備する他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

五 一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。  
(供給区域外に設置する電線路による供給)

第二十四条 一般送配電事業者は、その供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行うとするときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給(小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は電気に関するものに限る)を行うときは、この限りでない。

六 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

七 その供給が他の一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域における需要に応じ行われるものであるときは、当該他の一般送配電事業者又は配電事業者がその供給を行なうことが容易かつ適切でないこと。  
八 その供給を行うことがその供給を行おうとする一般送配電事業者の供給区域内の電気の供給を行なうことが容易かつ適切でないこと。

使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

(特定送配電事業者に対する協議の求め)

第十五條 一般送配電事業者は、一般送配電事業を行うために電線路が新たに必要となる場合であつて、当該電線路を設置したならばその供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがあり、かつ、これを防止するため当該一般送配電事業者が特定送配電事業者から託送供給を受けて一般送配電事業を行う必要があると認めるときは、当該特定送配電事業者に対し、当該一般送配電事業者に託送供給を行うことにつき協議を求めることができる。

六 前項の協議をすることができず、又は協議が調わないとときは、当事者は、経済産業大臣の裁請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えるべきではない。

七 経済産業大臣は、前項の規定による裁定の定めを申請することができる。ただし、当事者が第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

八 経済産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えるべきではない。

九 経済産業大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

(電圧及び周波数)

第二十五条 一般送配電事業者は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

二 経済産業大臣は、一般送配電事業者の供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。

三 経済産業大臣は、一般送配電事業者の供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。

四 経済産業大臣は、一般送配電事業者の供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。

五 経済産業大臣は、一般送配電事業者の供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。

支障を速やかに除去するためには必要な対策を講じておかなければならぬ。

六 一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生じている場合には、その支障を除去するためには必要な修理その他の措置を速やかに行わなければならぬ。

### 第三節 送電事業

(事業の許可)

第二十六条の三 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業の用に供する電気工作物の設置の時期、耐用年数その他経済産業省令で定める事項を記載した台帳を作成し、これを保管しなければならない。

四 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

五 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

六 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

七 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

八 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

九 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

十 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

十一 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

十二 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

十三 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

十四 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

十五 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

十六 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

十七 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

十八 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

十九 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

二十 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

二十一 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

二十二 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

二十三 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

二十四 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

二十五 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

二十六 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

二十七 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

二十八 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

二十九 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

三十 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

三十一 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

三十二 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

三十三 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

三十四 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

三十五 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

三十六 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

三十七 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

償却につき方法若しくは額を定めてこれを行うべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

二 一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生じている場合には、その支障を除去するためには必要な修理その他の措置を速やかに行わなければならぬ。

### 第三節 送電事業

(事業の許可)

第二十七条の四 送電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。

五 前項の許可は、(許可の申請)

六 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

七 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

八 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

九 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

十 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

十一 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

十二 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

十三 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

十四 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

十五 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

十六 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

十七 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

十八 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

十九 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

二十 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

二十一 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

二十二 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

二十三 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

二十四 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

二十五 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

二十六 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

二十七 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

二十八 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

二十九 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

三十 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

三十一 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

三十二 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

三十三 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

三十四 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

三十五 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

三十六 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

三十七 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

三十八 前項の許可を受けようとする者は、(許可の申請)

こと。



二 その振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不适当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不适当に不利な取扱いをして、若しくは不利益を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして、経済産業省令で定める行為をすること。

送電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係

うち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十七条の十一の五第一項において「特定送電等業務」という。）に従事させとはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 特定期供給事業者 特定期供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

四 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

経済産業大臣は、送電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合は送電事業者又はその特定関係事業者に対し、送電事業者が前項の規定に違反した場合には送電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。（送電事業者の禁止行為等）

事業者その他の送電事業者と経済産業省令で定めて「送電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3 送電事業者は、その振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4 送電事業者は、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者からその営む小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

(送電事業者の特定関係事業者が送電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第二十七条の五 次の各号に掲げる送電事業者の特定関係事業者は、当該送電事業者が営む特定送電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電

2 気事業者 発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う從業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

経済産業大臣は、送電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、送電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するためには必要な措置をとることを命ずることができる。  
(送電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

**第二十七条の十一の六 送電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。**

一 当該送電事業者に対し、第二十七条の十一の四第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文若しくは第四項本文の行為をするよう求めし。又は依頼すること。

二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者の特定関係事業者に対するし、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。  
(準用)

**第二十七条の十二 第六条の二、第九条から第十三条まで、第十三条、第十四条、第二十二条、第二十三条の四、第十六条の二、第二十六条の三、第二十七条第一項、第二十七条の二及び第二十七条の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第九条第一項中「第六条第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十七条の七第七条の七第二項第二号から第四号まで」と、第十条第三項中「第五条」とあるのは「第二十七条第六号」と、同条第二項中「第六条第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十二条第一項中、「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、第二十三条の四第一項中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と、第二十六条の三第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者」と読み替えるものとする。**

**第三節の二 配電事業**  
(事業の許可)

**第二十七条の十二の二 配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。**

（許可の申請）

**第二十七条の十二の三** 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。第二十七条の十二の五第二項第三号において同じ。）の氏名

三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

四 供給区域

五 配電事業の用に供する電気工作物に関する事項

六 次に掲げる事項

イ 配電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ロ 蓄電用のものにあつては、その周波数及び出力

ハ 発電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

二 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。  
（許可の基準）

**第二十七条の十二の四** 経済産業大臣は、第二十七条の十二の二の許可の申請が次の各号のいづれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。

二 その配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その配電事業の計画が確実であること。

四 その配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。

五 その配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、その配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。

## (許可証)

**第二十七条の十二の五** 経済産業大臣は、第二十七条の十二の二の許可をしたときは、許可証を交付する。

許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 許可の年月日及び許可の番号

2 商号及び住所

3 取締役の氏名

4 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

5 供給区域

6 配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧

ロ 変電用のものにあつては、その周波数及び出力

ハ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ニ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

（事業の開始の義務）

**第二十七条の十二の六** 配電事業者は、事業の許可を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域を区分して前項の規定による指定をることができる。

3 経済産業大臣は、配電事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めたときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 配電事業者は、その事業（第二項の規定により供給区域を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（供給区域の変更）

**第二十七条の十二の七** 配電事業者は、第二十七条の十二の五第二項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第二十七条の十二の四及び前条の規定は、前項の許可（同条の規定にあつては、供給区域のみを除く。）に準用する。

## (事業の許可の取消し等)

**第二十七条の十二の八** 経済産業大臣は、配電事業者が第二十七条の十二の六第一項の規定により経済産業大臣が指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に事業を開始しないときは、第二十七条の二の許可を取り消すことができる。

経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、配電事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとときは、第二十七条の二の二の許可を取り消すことができる。

経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、配電事業者の配電事業の用に供する配電用の電気工作物が第二条第十一項第十号の二の二の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることが見込まれないと認めるときは、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。

経済産業大臣は、前三項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその配電事業者に送付しなければならない。

七条の十二の七第一項の許可を受けた配電事業者が同条第二項において準用する第二十七条の十二の六第一項の規定により経済産業大臣が指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内にその増加する供給区域において事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、配電事業者がその供給区域の一部において配電事業を行っていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるとときは、その一部について供給区域を減少することができる。

3 前条第四項の規定は、前二項の場合に準用する。（託送供給義務等）

**第二十七条の十二の十** 配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給（振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号に掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものであつて同じ。）を拒んではならない。

2 第二十七条の十二の四及び前条の規定は、前項の許可（同条の規定にあつては、供給区域のみを除く。）に準用する。

## 2 配電事業者は、その電力量調整供給を行ったために過剰な供給能力を確保しなければならないこととなるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における電力量調整供給を拒んではならない。

配電事業者は、発電等用電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電等用電気工作物と当該配電事業者が維持し、及び運用する電線路などを電気的に接続することを求められたときは、当該発電等用電気工作物が当該電線路の機能に電気的又は磁気的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

3 配電事業者は、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、又は借り受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該一般送配電事業者と共同して、託送供給等の業務の引継ぎに関する計画（以下この条において「引継計画」という。）を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。その変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

配電事業者は、前項の規定による届出をした託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 配電事業者は、前項の規定による届出をした託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給等を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該配電事業者に対する託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が第二十七条の十二の五第二項第五号の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一部とする一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であること。

二 第二項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められてのこと。

4 経済産業大臣は、託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるときは、承認事業者に対し、相当の期限を定め、第一項の承認を受けた引継計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 経済産業大臣は、承認事業者が、正当な理由がなく、第一項の承認を受けた引継計画を実施しないいため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、当該承認事業者に対し、当該引継計画を実施すべきことを勧告することができる。

## る者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

四 配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約款を公表しなければならない。

## 4 (引継計画の承認等)

**第二十七条の十二の十一** 配電事業者は、一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、又は借り受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該一般送配電事業者と共同して、託送供給等の業務の引継ぎに関する計画（以下この条において「引継計画」という。）を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。その変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

配電事業者は、前項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る計画が託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するため十分なものと認めるときは、その承認をするものとする。

2 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る計画が託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するため十分なものと認めるときは、その承認をするものとする。

3 第一項の承認を受けた配電事業者及び一般送配電事業者（次項及び第五項において「承認事業者」という。）は、第一項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その変更の内容を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるときは、承認事業者に対し、相当の期限を定め、第一項の承認を受けた引継計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 経済産業大臣は、承認事業者が、正当な理由がなく、第一項の承認を受けた引継計画を実施しないいため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、当該承認事業者に対し、当該引継計画を実施すべきことを勧告することができる。











いるとき、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。

二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

三 役員のうちに第二十八条の二十一各号のいずれかに該当する者がいないこと。

四 業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること。

五 当該申請に係る推進機関の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

(理事長への事務引継)

**第二十八条の十六** 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。(登記)

**第二十八条の十七** 推進機関は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 推進機関は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

#### 第四目 管理

(定款記載事項)

**第二十八条の十八** 推進機関の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 第一目的

#### 二 名称

#### 三 事務所の所在地

#### 四 会員に関する次に掲げる事項

#### イ 会員である資格

#### ロ 会員の加入及び脱退

#### ハ 会員に対する制裁

#### 五 総会に関する事項

#### 六 役員に関する事項

#### 七 評議員会に関する事項

#### 八 会費に関する事項

#### 九 財務及び会計に関する事項

#### 十 定款の変更に関する事項

#### 十一 公告の方法

#### 十二 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

**第二十八条の十九** 推進機関に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

#### (役員の権限)

**第二十八条の二十** 理事長は、推進機関を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、推進機関を代表し、理事長を補佐して推進機関の業務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、推進機関の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の欠格条項)

**第二十八条の二十一** 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることができなくなつた日から二年を経過しない者

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 前各号に掲げるもののほか、定款で定める

(評議員会)

**第二十八条の二十七** 推進機関に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、電気事業について学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣の認可を受けた、理事長が任命する。

(評議員の任命)

**第二十八条の二十八** 推進機関の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員等の秘密保持義務)

**第二十八条の二十九** 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、推進機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(役員及び職員等の地位)

**第二十八条の三十** 推進機関の役員及び職員並びに評議員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(総会の招集)

**第二十八条の三十六** 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つて知り得た情報を、推進機関の業務の用に供することができる。

(総会の決議事項)

**第二十八条の三十七** 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 別段の定めがあるときは、この限りでない。

(会員の議決権)

**第二十八条の三十八** 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行使することができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合に適用しない。

当するに至つた場合において推進機関がその役員を解任しないとき、又は推進機関が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

**第二十八条の二十四** 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

**第二十八条の二十五** 監事は、理事長、理事、評議員又は推進機関の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

**第二十八条の二十六** 推進機関と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が推進機関を代表する。

(評議員会)

**第二十八条の二十七** 推進機関に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、電気事業について学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣の認可を受けた、理事長が任命する。

(評議員の任命)

**第二十八条の二十八** 推進機関の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員等の秘密保持義務)

**第二十八条の二十九** 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、推進機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(役員及び職員等の地位)

**第二十八条の三十** 推進機関の役員及び職員並びに評議員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(総会の招集)

**第二十八条の三十六** 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 別段の定めがあるときは、この限りでない。

(会員の議決権)

**第二十八条の三十八** 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行使することができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合に適用しない。

(会員の議決権)

**第二十八条の三十九** 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 経済産業大臣は、役員が第二十八条の二十一

の規定により役員となることができない者に該

は、推進機関に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、役員が第二十八条の二十一の規定により役員となることができない者に該



く、その変更した送配電等業務指針を経済産業大臣に届け出なければならない。

(電気供給事業者の責務)

第二十八条の四十七 電気供給事業者は、推進機関が行う第二十八条の四十第一項第五号に掲げる業務に関する契約を締結しているときは、当該契約を遵守する。

は、当該契約を遵守するよう努めなければならない。

(広域系統整備計画)

第二十八条の四十八 推進機関は、広域系統整備交付金等業務を実施するため、電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定し、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 広域系統整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 整備又は更新をしてとする電線路その他

の経済産業省令で定める電気工作物

二 前号の電気工作物に係る整備又は更新の方法

三 第一号の電気工作物に係る整備又は更新に

関する費用の概算額及びその負担の方法

四 その他経済産業省令で定める事項

五 推進機関は、第一項の規定による届出をした

広域系統整備計画を変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。

ただし、経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

六 経済産業大臣は、第一項又は前項本文の規定による届出のあつた広域系統整備計画が次の各号のいずれかに適合していないと認めるときは、推進機関に対し、相当の期限を定め、当該広域系統整備計画を変更すべきことを命ずることができる。

一 届出に係る電気工作物の整備又は更新をすることが電気の需給の状況及びその見通しに照らし必要かつ適切と認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三 不当に差別的でないこと。

四 届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

五 推進機関は、第三項ただし書の経済産業省令において定める軽微な事項に係る変更をしたときは、

遅滞なく、その変更をした広域系統整備計画を経済産業大臣に届け出なければならない。

(整備等計画の認定)

第二十八条の四十九 広域系統整備計画（前条第三項又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者は、単独で又は

共同して、その整備又は更新に関する計画（以下「整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

二 整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備又は更新を実施しようとする電気工作物の設置の場所、その規模その他当該電気工作物に関する事項

二 電気工作物の整備又は更新の実施期間

三 電気工作物の整備又は更新の実施体制

四 電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法

五 電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

六 前各号に掲げるもののほか、電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項

七 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

八 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

九 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

十 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

十一 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

十二 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

十三 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

十四 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

十五 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

十六 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

十七 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

十八 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

十九 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

二十 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

二十一 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

二十二 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

二十三 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

二十四 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

二十五 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

二十六 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

二十七 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

二十八 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

二十九 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

三十 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

三十一 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

三十二 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

三十三 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

三十四 その他の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

て電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことがで

きる。

(認定)

第二十八条の五十二 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始に（推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

(予算等の認可)

第二十八条の五十三 推進機関は、事業年度（推進機関の成立の日を含む事業年度を除く。）の開始の日から三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下この条において「財務諸表等」といいう。）を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(認定整備等計画の変更等)

第二十八条の五十四 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 広域系統整備交付金交付等業務

二 第二十八条の四十第一項第八号の二に掲げ

る業務

(区分経理)

第二十八条の五十五 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借り入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下この条及び次条において「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

(借入金及び広域的運営推進機関債)

第二十八条の五十六 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、推進機関の前条第一項の借り入れ又は機関債に係る債務（第二十八条の四十第一項第五号又は第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

(政府保証)

(余裕金の運用)  
第二十八条の五十七 推進機関は、次の方針によ  
るほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証  
券の保有

二 経済産業大臣の指定する金融機関への預金

三 その他経済産業省令で定める方法  
(経済産業省令への委任)

第二十八条の五十八 この法律で規定するものの  
ほか、推進機関の財務及び会計に関する必要な事  
項は、経済産業省令で定める。

#### 第八日 監督

(監督命令)  
第二十九条の五十九 経済産業大臣は、この法律  
を施行するため必要があると認めるときは、推  
進機関に対し、定款又は業務規程の変更その他  
その業務に関して監督上必要な命令をすること  
ができる。

#### 第九目 雜則

##### (解散)

第二十九条の六十 推進機関の解散については、  
別に法律で定める。

#### 第四款 供給計画

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定め  
ることにより、毎年度、当該年度以降経済產  
業省令で定める期間における電気の供給並びに  
電気工作物の設置及び運用についての計画(以  
下「供給計画」という)を作成し、当該年度  
の開始前に(電気事業者となつた日を含む年度  
にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく)、  
推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なけ  
ればならない。

推進機関は、前項の規定により電気事業者か  
ら供給計画を受け取つたときは、経済産業省令  
で定めるところにより、これを取りまとめ、送  
配電等業務指針、広域系統整備計画及びその業  
務の実施を通じて得られた知見に照らして検討  
するとともに、意見(供給能力の確保のために  
必要な措置に関するものを含む)があるとき  
は当該意見を付して、当該年度の開始前に(當  
該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画  
にあつては、速やかに)、経済産業大臣に送付  
しなければならない。

3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、  
遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して  
経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。こ  
の場合において、第二項中「これを取りまと  
め」とあるのは「これを」と、「当該年度の開  
始前に(当該年度に電気事業者となつた者に係  
る供給計画にあつては、速やかに)」とあるの  
は「速やかに」と読み替えるものとする。

5 経済産業大臣は、第二項(前項において準用  
する場合を含む)の規定による推進機関の意  
見を踏まえ、供給計画が広域的運営による電気  
の安定供給の確保その他の電気事業の総合的か  
つ合理的な発達を図るために適切でないと認める  
ときは、電気事業者に対し、その供給計画を変  
更すべきことを勧告することができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をし  
た場合において特に必要があり、かつ、適切で  
あると認めるときは、電気事業者に対し、次に  
掲げる事項を命ぜることができる。ただし、第  
一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二  
号に掲げる事項は小売電気事業者、発電事業者  
及び特定卸供給事業者に対して、第三号に掲げ  
る事項は送電事業者、発電事業者及び特定卸供  
給事業者に対しては、命ずることができない。  
一 小売電気事業者、一般送配電事業者、配電  
事業者又は特定送配電事業者に電気を供給す  
うこと。

二 小売電気事業者、一般送配電事業者に電気を供給す  
うこと。

三 電気事業者から電気の供給を受けること。

四 電気事業者に電気工作物を貸し渡し、若し  
くは電気事業者から電気工作物を借り受け、  
又は電気事業者と電気工作物を共用するこ  
と。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営に  
よる電気の安定供給の確保を図るために必要  
な措置をとること。

2 経済産業大臣は、前項に規定する措置を講じ  
てもなお電気の安定供給を確保することが困難  
であると認められる場合において公共の利益を  
確保するため特に必要があり、かつ、適切であ  
ると認めるときは、特定自家用電気工作物設置  
者に対し、小売電気事業者に電気を供給するこ  
とその他の電気の安定供給を確保するために必  
要な措置をとるべきことを勧告することができ  
る。

3 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をし  
た場合において、当該勧告を受けた者が、正当  
な理由がなく、その勧告に従わなかつたとき  
は、その旨を公表することができる。

4 経済産業大臣は、第一項又は第二項の措置を  
講じたときは、直ちに、その措置の内容を推進  
機関に通知するものとする。

5 第一項の規定による命令又は第二項の規定に  
よる勧告があつた場合において、当事者が支払  
い、又は受領すべき金額その他の命令又は勧告の  
実施に関し必要な細目は、当事者間の協議によ  
り定める。

第六章 災害時連携計画

第二十九条の六十一 経済産業大臣は、前項の規定  
によること。

二 振替供給を行うこと。

三 電気の供給を受けること。

四 電気事業者に電気工作物を貸し渡し、若し  
くは電気事業者から電気工作物を借り受け、  
又は電気事業者と電気工作物を共用するこ  
と。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を  
図るために必要な措置として経済産業省令で  
定めるものをとること。

第三十条 削除

(供給命令等)

第三十一条 経済産業大臣は、電気の安定供給の  
確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場  
合において公共の利益を確保するため特に必要  
があるときに、意見(供給能力の確保のために  
必要な措置に関するものを含む)があるとき  
は当該意見を付して、当該年度の開始前に(當  
該年度に電気事業者となつた者に係る供給計  
画にあつては、速やかに)、経済産業大臣に送付  
しなければならない。

3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、  
遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して  
経済産業大臣に届け出なければならない。

一 小売電気事業者、一般送配電事業者、配電  
事業者又は特定送配電事業者に電気を供給す  
ること。

二 小売電気事業者、一般送配電事業者に電気を供給す  
ること。

三 電気事業者から電気の供給を受けること。

四 電気事業者に電気工作物を貸し渡し、若し  
くは電気事業者から電気工作物を借り受け、  
又は電気事業者と電気工作物を共用するこ  
と。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営に  
よる電気の安定供給の確保を図るために必要  
な措置をとること。

2 災害時連携計画においては、次に掲げる事項  
を定めるものとする。

一 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項  
の派遣及び運用に関する事項

二 一般送配電事業者による従業者及び電源車  
の派遣及び運用に関する事項

三 迅速な復旧に資する電気工作物の仕様の共  
通化に関する事項

四 その他の経済産業省令で定める事項

第三章 災害時連携計画

第二十九条の六十二 一般送配電事業者は、共同し  
て、経済産業省令で定めるところにより、災害  
その他の事由による事故により電気の安定供給  
の確保に支障が生ずる場合に備えるため一般  
送配電事業者相互の連携に関する計画(以下こ  
の条において「災害時連携計画」という。)を  
作成し、推進機関を経由して経済産業大臣に届  
け出なければならない。これを変更したとき  
も、同様とする。

第三十三条の二 一般送配電事業者は、共同し  
て、経済産業省令で定めるところにより、災害  
その他の事由による事故により電気の安定供給  
の確保に支障が生ずる場合に備えるため一般  
送配電事業者相互の連携に関する計画(以下こ  
の条において「災害時連携計画」という。)を  
作成し、推進機関を経由して経済産業大臣に届  
け出なければならない。これを変更したとき  
も、同様とする。

の裁定についての不服の理由とすることができ  
ない。

#### (災害時連携計画)

第三十三条の二 一般送配電事業者は、共同し  
て、経済産業省令で定めるところにより、災害  
その他の事由による事故により電気の安定供給  
の確保に支障が生ずる場合に備えるため一般  
送配電事業者相互の連携に関する計画(以下こ  
の条において「災害時連携計画」という。)を  
作成し、推進機関を経由して経済産業大臣に届  
け出なければならない。これを変更したとき  
も、同様とする。

第三十二条 第二十五条第二項から第五項までの  
規定は、前条第五項の協議に準用する。

第三十三条 前条において準用する第二十五条第  
二項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領す  
べき金額について不服のある者は、その裁定の  
通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて  
その金額の増減を請求することができます。

2 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告と  
する。

3 前条において準用する第二十五条第二項の裁  
定についての審査請求においては、当事者が支  
払い、又は受領すべき金額についての不服をそ  
するおそれがないこと。

4 経済産業大臣は、一般送配電事業者が、正當  
な理由がなく、第一項の規定による届出に係る  
災害時連携計画を実施していないため、電気の  
供給を受ける者の利益を不恰に害

するおそれがないこと。

5 経済産業大臣は、一般送配電事業者が、正當  
な理由がなく、第一項の規定による届出に係る  
災害時連携計画を実施していないため、電気の  
供給を受ける者の利益を不恰に害



四 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全な管理のために必要な規則の制定

五 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

六 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な情報の収集、整理及び提供

七 電気使用者情報の利用及び提供に関する電気供給事業者及び電気の使用者からの苦情の処理

八 電気の使用者に対する広報

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十 前各号に掲げるもののほか、電気使用者情報の利用及び提供に関する電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資する業務

(会員名簿の縦覧等)

第三十七条の六 認定電気使用者情報利用者等協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定電気使用者情報利用者等協会でない者は、その名称中に、認定電気使用者情報利用者等協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3 認定電気使用者情報利用者等協会の会員でない者は、その名称中に、認定電気使用者情報利用者等協会の会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(電気供給事業者及び電気の使用者からの苦情に関する対応)

第三十七条の七 認定電気使用者情報利用者等協会は、電気供給事業者及び電気の使用者から会員の行う電気使用者情報の利用及び提供に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定電気使用者情報利用者等協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定電気使用者情報利用者等協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定電気使用者情報利用者等協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。  
(認定電気使用者情報利用者等協会への報告等)  
**第三十七条の八** 会員は、他の会員が行つた電気使用者情報の利用及び提供に関し、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な情報として経済産業省令で定めるものを受けたときは、これを認定電気使用者情報利用者等協会に報告しなければならない。  
2 認定電気使用者情報利用者等協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。  
(目的外利用の禁止)  
**第三十七条の九** 認定電気使用者情報利用者等協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、情報利用等適正化業務の用に供する目的以外に利用してはならない。  
(定款の必要的記載事項)  
**第三十七条の十** 認定電気使用者情報利用者等協会は、その定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項及び第三十七条の四第二号に規定する定款の定めのほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は第三十七条の五第四号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。  
(認定電気使用者情報利用者等協会に対する監督)

使用者情報利用者等協会が情報利用等適正化業務を適正に行うために必要な限度において、会員又は会員になろうとする者に関する情報であつて情報利用等適正化業務に資するものとして経済産業省令で定める情報を提供することができる。

### 第三章 電気工作物

#### 第一節 定義

**第三十八条** この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物であつて、構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するものをいう。ただし、小規模発電設備（低圧（経済産業省令で定める電圧以下の電圧をいう。第一号において同じ。）の電気に係る発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の発電用の電気工作物と同一の構内に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所として経済産業省令で定める場所に設置するものを除く。

一 電気を使用するための電気工作物であつて、低圧受電電線路（当該電気工作物を設置する場所と同一の構内において低圧の電気を他の者から受電し、又は他の者に受電させるための電線路をいう。次号ロ及び第三項第一号ロにおいて同じ。）以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの

二 小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 出力が経済産業省令で定める出力未満のものであること。

ロ 低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないものであること。

三 前二号に掲げるものの準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

4 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

5 この法律において「小規模事業用電気工作物」とは、事業用電気工作物のうち、次に掲げる電気工作物であつて、構内に設置するものをいう。ただし、第一項ただし書に規定するものと該当するものとを除く。

6 小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 出力が第一項第一号イの経済産業省令で定める出力以上のものであること。

ロ 低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないものであること。

二 前号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

この法律において「自家用電気工作物」とは、次に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

一 一般送配電事業

二 送電事業

三 配電事業

四 特定送配電事業

五 発電事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの

### 第二節 事業用電気工作物

#### (事業用電気工作物の維持)

**第三十九条** 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならぬ。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするこ

二 事業用電気工作物は、他の電気的設備その他物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようにすること。

三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般送配電事業又は配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようすること。

(技術基準適合命令)

**第四十条** 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するよう事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべき

ことを命じ、又はその使用を制限することがで  
きる。

(費用の負担等)

第四十一条 事業用電気工作物が他の者の電気的  
設備その他の物件の設置(政令で定めるものを  
除く。)により第三十九条第一項の主務省令で  
定める技術基準に適合しないこととなつたとき  
は、その技術基準に適合するようにするため必  
要な措置又はその措置に要する費用の負担の方  
法は、当事者間の協議により定める。ただし、  
その費用の負担の方法については、政令で定め  
る場合は、政令で定めるところによる。

第二十五条第二項本文及び第三項から第五項  
まで並びに第三十三条の規定は、前項の協議を  
することができず、又は協議が調わない場合に  
準用する。この場合において、第二十五条第二  
項本文、第三項及び第四項中「経済産業大臣」  
とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものと  
する。

3 主務大臣は、前項において準用する第二十五  
条第一項本文の裁定をしようとするときは、政  
令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣  
に協議しなければならない。

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第四十二条 事業用電気工作物(小規模事業用電  
気工作物を除く。以下この款において同じ。)  
を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維  
持及び運用に関する保安を確保するため、主務  
省令で定めるところにより、保安を一体的に確  
保することが必要な事業用電気工作物の組織ご  
とに保安規程を定め、当該組織における事業用  
電気工作物の使用(第五十一条第一項又は第五  
十二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、  
その工事)の開始前に、主務大臣に届け出  
なければならない。

2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程  
を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を  
主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持  
及び運用に関する保安を確保するため必要があ  
ると認めるときは、事業用電気工作物を設置す  
る者に対し、保安規程を変更すべきことを命づ  
ることができる。

4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業  
者は、保安規程を守らなければならない。

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、  
(主任技術者)

事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関す  
るところにより、遅滞なく、その旨を經濟產  
業大臣に届け出なければならない。

る保安の監督をさせるため、主務省令で定める  
ところにより、主任技術者免状の交付を受けて  
いる者のうちから、主任技術者を選任しなけれ  
ばならない。

自家用電気工作物(小規模事業用電気工作物で  
あらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者  
免状の交付を受けていない者を主任技術者とし  
て選任することができる。

2 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術  
者を選任したとき(前項の許可を受けて選任し  
た場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を主務  
大臣に届け出なければならない。これを解任し  
たときも、同様とする。

3 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に從  
事する者は、主任技術者がその保安のためにす  
る指示に従わなければならない。

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維  
持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に  
行わなければならぬ。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に從  
事する者は、主任技術者がその保安のためにす  
る指示に従わなければならない。

(主任技術者免状)

第四十四条 主任技術者免状の種類は、次のとお  
りとする。

一 第一種電気主任技術者免状

二 第二種電気主任技術者免状

三 第三種電気主任技術者免状

四 第一種ダム水路主任技術者免状

五 第二種ダム水路主任技術者免状

六 第一種ボイラ・タービン主任技術者免状

七 第二種ボイラ・タービン主任技術者免状

八 第一種ポンプ主任技術者免状

九 第二種ポンプ主任技術者免状

4 経済産業大臣は、主任技術者免状の交付を受  
けている者がこの法律又はこの法律に基づく命  
令の規定に違反したときは、その主任技術者免  
状の返納を命ぜることができる。

5 主任技術者免状の交付を受けている者が保安  
業務令で定める。

(免状交付事務の委託)

第四十四条の二 経済産業大臣は、政令で定める  
ところにより、主任技術者免状(前項第一項第  
一号から第三号までに掲げる種類のものに限  
る。)に関する事務(主任技術者免状の返納に  
係る事務その他の政令で定める事務を除く。以下  
「免状交付事務」という。)の全部又は一部を次  
条第二項の指定試験機関に委託することができ  
る。

6 前項の規定により免状交付事務の委託を受け  
た指定試験機関の役員若しくは職員又はこれら  
の職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事  
務について知り得た秘密を漏らしてはならない  
(電気主任技術者試験)

第四十五条 電気主任技術者試験は、主任技術者  
免状の種類ごとに、事業用電気工作物の工事、  
維持及び運用の保安に関する必要な知識及び技  
能について、経済産業大臣が行う。

(電気主任技術者試験)

第六条 第二種ボイラ・タービン主任技術者免状  
の試験科目、受験手続その他電気主任技術者試  
験の実施に関する事務(以下「試験事務」とい  
う。)を行わせることができる。

7 第二種ボイラ・タービン主任技術者免状の試  
験科目、受験手續その他電気主任技術者試  
験の実施に関する事務(以下「試験事務」とい  
う。)を行わせることができる。

8 第二種ポンプ主任技術者免状の試験科目、受  
験手續その他電気主任技術者試験の実施細目は、  
経済産業省令で定める。

(小規模事業用電気工作物を設置する者の届出  
の方法書の作成)

第四十六条 小規模事業用電気工作物を設置する  
者は、当該小規模事業用電気工作物の使用の開  
始前に、経済産業省令で定めるところにより、  
特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに  
調査、予測及び評価の手法を記載しなければな  
らない。

(方法書の届出)

第四十六条の四 事業用電気工作物の設置又は変  
更の工事であつて環境影響評価法第二条第四項  
に規定する対象事業に該当するもの(以下「特  
定対象事業」という。)をしようとする者(以下  
「特定事業者」という。)は、同法第五条第  
一項の環境影響評価法(以下「方法書」とい  
う。)には、同項第七号の規定にかかるわらず、  
特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに  
調査、予測及び評価の手法を記載しなければな  
らない。

2 前項の規定による届出をした者は、次の各号  
のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定  
めるところにより、遅滞なく、その旨を經濟產  
業大臣に届け出なければならない。ただし、  
經濟産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、事業用電気工作物を設置する  
者の届出をした者に対する意見を記載した書類を添  
えて方法書及びこれを要約した書類を經濟產  
業大臣に届け出なければならない。

二 前項の規定による届出に係る小規模事業用電  
気工作物が小規模事業用電気工作物でなく  
なったとき。

三 その他経済産業省令で定める場合に該當す  
るとき。

第三款 環境影響評価に関する特例

(事業用電気工作物に係る環境影響評価)

第四十六条の二 事業用電気工作物の設置又は変  
更の工事であつて環境影響評価法(平成九年法  
律第八十一号)第二条第二項に規定する第一種  
事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該  
当するものに係る同条第一項に規定する環境影  
響評価(以下「環境影響評価」という。)その  
他の手続については、同法及びこの款の定める  
ところによる。

(簡易な方法による環境影響評価)

第四十六条の三 事業用電気工作物の設置又は変  
更の工事であつて環境影響評価法第二条第三項  
に規定する第二種事業に該当するものをしよう  
とする者は、同法第四条第一項前段の書面に  
は、同項前段に規定する事項のほか、その工事  
について経済産業省令で定める簡易な方法によ  
り環境影響評価を行つた結果を、經濟産業省令  
で定めるところにより、記載しなければなら  
ない。

(方法書の作成)

第四十六条の四 事業用電気工作物の設置又は変  
更の工事であつて環境影響評価法第二条第四項  
に規定する対象事業に該当するもの(以下「特  
定対象事業」という。)をしようとする者(以下  
「特定事業者」という。)は、同法第五条第  
一項の環境影響評価法(以下「方法書」とい  
う。)には、同項第七号の規定にかかるわらず、  
特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに  
調査、予測及び評価の手法を記載しなければな  
らない。

第六条第一項の規定による送付をするときは、  
併せて方法書及びこれを要約した書類を經濟產  
業大臣に届け出なければならない。

(方法書についての意見の概要等の届出等)

第四十六条の六 特定事業者は、環境影響評価法  
第九条の書類には、同条に規定する事項のほ  
か、同法第八条第一項の意見についての事業者  
の見解を記載しなければならない。





7 主務大臣は、第三項の審査及び前項の評定の結果を、当該審査を受けた者に通知しなければならない。  
 (設置者による事業用電気工作物の自己確認)  
**第五十一条の二** 事業用電気工作物であつて主務省令で定める技術基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。  
**第五十二条** 発電用のボイラ、タービンその他  
の主務省令で定める機械若しくは器具である電  
気工作物(以下「ボイラー等」という)であ  
つて、主務省令で定める圧力以上の圧力を加え  
られる部分(以下「耐圧部分」という)につ  
いて溶接をするもの又は耐圧部分について溶接  
をしたボイラー等であつて輸入したものと設置  
する者は、その溶接について主務省令で定め  
るところにより、その使用の開始前に、当該電  
気工作物(溶接自主検査)

三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。ただし、第四十七条第一項の認可(設置の工事に係るものに限る)又は同条第四項若しくは第十八条第一項の規定による届出(設置の工事に係るものに限る)に係る事業用電気工作物を使用するとき、及び主務省令で定めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、同項に規定する事業用電気工作物を設置する者が当該事業用電気工作物について主務省令で定める変更をした場合であつて、当該変更をした事業用電気工作物の使用を開始しようとするときに準用する。この場合において、同項中「事業用電気工作物が」とあるのは、「変更をした事業用電気工作物が」と、「設置の工事」とあるのは、「変更の工事」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する事業用電気工作物を設置する者は、同項(前項において準用する場合を含む)の規定による確認をした場合には、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、主務省令で定めるところにより、当該確認の結果(当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であつて、その設置者が当該確認を委託して行つた場合にあつては、その委託先の氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を含む)を主務大臣に届け出なければならない。(溶接自主検査)

**第五十三条** 自家用電気工作物を設置する者は、  
(自家用電気工作物の使用の開始)

2 前項の自主検査においては、その溶接が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

**第五十四条** 特定重要電気工作物(発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものであつて、主務省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉(原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。次条第一項第三号において同じ。)及びその附属設備であつて主務省令で定めるものをいう)については、これらを設置する者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める時期ごとに、主務大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

(定期検査)

**第五十五条** 次に掲げる電気工作物(以下この条において「特定電気工作物」という)を設置する者は、主務省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について自主検査を行ひ、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

二 電気工作物のうち、屋外に設置される機械、器具その他の設備であつて主務省令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるもの(前二号に掲げるものを除く。)

4 定期自主検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期自主検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期(第六項において準用する第五一条第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期自主検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期)に、特定電気工作物(原子力を原動力とする発電用のものを除く。)であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

5 前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨として、定期自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他主務省令で定める事項について行う。

6 第五十一条第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第四項」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該特定電気工作物」と、「使用前自主検査」とあるのは「定期自主検査」と読み替えるものとする。

**第五十五条の三** 事業用電気工作物(原子力を原動力とする発電用のものを除き、経済産業省令で定めるものに限る。以下この款において同じ。)を設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに、高度な保安を確保することができる認定(以下この款において単に「認定」という。)を受けることができる。

(認定)

**第五十五条の四** 経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有すること

その他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定により事業用電気工作物を承継した法人は、その事業用電気工作物を設置する者の地位を承継する。

4 前項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

**第六款 認定高度保安実施設置者**

2 前項の自主検査(以下「定期自主検査」とい

う。)においては、その特定電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

**第五十五条の二** 事業用電気工作物を設置する者について相続、合併又は分割(当該事業用電気工作物を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業

用電気工作物を承継した法人は、その事業用電気工作物を設置する者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事

実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

**第六款 認定高度保安実施設置者**

2 前項の自主検査(以下「定期自主検査」とい

う。)においては、その特定電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

**第五十五条の二** 事業用電気工作物を設置する者について相続、合併又は分割(当該事業用電気工作物を承継させるものに限る。)があつたとき

は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業

用電気工作物を承継した法人は、その事業用電気工作物を設置する者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事

実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

**第六款 認定高度保安実施設置者**

2 前項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事

実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。



臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、前項の許可の申請があつたときは、その旨を土地等の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

4 電気事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用の開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

5 第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

6 第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第一号の場合において、仮電線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するときは、一年）をこえることができない。

7 第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

(立入り)

**第五十九条** 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の許可の申請があつた場合に準用する。

3 前条第四項、第五項及び第七項本文の規定は、電気事業者が第一項の規定により他人の土地に立ち入る場合に準用する。

(通行)

**第六十条** 電気事業者は、電気事業の用に供する電線路に関する工事又は電線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2 前項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三 第五十八条第四項及び第五項の規定は、電気事業者が第一項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。

(植物の伐採又は移植)

**第六十一条** 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、経済産業大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができます。

電気事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害するおそれがあると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができます。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

第五十八条第三項の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

(損失補償)

**第六十二条** 電気事業者は、第五十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第五十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第六十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常生ずる損失を補償しなければならない。

**第六十三条** 前条の規定による損失の補償について、電気事業者と損失を受けた者との間に協議をすることができず、又は協議が調わないときは、電気事業者又は損失を受けた者は、当該土地等若しくは土地又は障害となつた植物の所在

地を管轄する都道府県知事の裁定を申請することができる。

2 第二十五条第三項から第五項まで及び第三十三条の規定は、前項の裁定に準用する。この場合において、第二十五条第三項及び第四項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

(原状回復の義務)

**第六十四条** 電気事業者は、第五十八条第一項の規定による土地等の一時使用が終わったときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて通常生ずる損失を補償して、その土地等を返還しなければならない。

(公共用の土地の使用)

**第六十五条** 電気事業者は、道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地に電気事業の用に供する電線路を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

2 前項の場合においては、電気事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 管理者が正当な理由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣は、電気事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4 前三项の規定は、道路法(昭和二十七年法律五百八十九号)の規定による道路並びに同法第十八条第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属性となるべきものについて、適用しない。

5 主務大臣は、次に掲げる場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。  
一 第三項の規定により使用を許可し、又は使用料の額を定めようとするとき。  
二 電気事業者が電気事業の用に供する電線路を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属性となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路管理者が微

収する占用料の額の決定又は同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可若しくは承認に条件を付したことについての審査請求に対し裁判をしようとするとき。

（準用）

**第六十六条** 第六十二条第三項、第六十二条及び第六十三条の規定は、小売電気事業者、特定卸供給事業者及び自家用電気工作物を設置する者に準用する。この場合において、第六十二条第三項中「電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」とあるのは、「火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」と読み替えるものとする。

**第五章 電力・ガス取引監視等委員会**

**第六十六条の二** 経済産業省に、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（権限）

**第六十六条の三** 委員会は、この法律、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）及び再生可能エネルギー電気特措法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（職権の行使）

**第六十六条の四** 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

**第六十六条の五** 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、非常勤とする。

（委員長）

**第六十六条の六** 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

**第六十六条の七** 委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学に関する専門的な知識と経験を有し、その職務に關し公正かつ中立な判断をすることができます者のうちから、経済産業大臣が任命する。



(資料の提出等の要求)

**第六十六条の十五** 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(公表)

**第六十六条の十六** 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

(政令への委任)

**第六十六条の十七** この編に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 機関 第一節 登録適合性確認機関

**(登録)** 第四十八条の二第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、適合性確認を行おうとする者の申請により行う。

(次格条項)

**第六十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

(登録の基準) **第六十七条** 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

**第六十九条** 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全部に適合しているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて適合性確認を行うものであること。

二 次のいずれかに該当する者が適合性確認を実施し、その人数が二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又

は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に有するもの

経験を有するもの

若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に有するもの

経験を有するもの

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が適合性確認を行う事業所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(登録の更新)

**第七十条** 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

(適合性確認の義務)

**第七十一条** 登録を受けた者(以下「登録適合性確認機関」という。)は、適合性確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性確認を行わなければならない。

2 登録適合性確認機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める方法により適合性確認を行わなければならぬ。

3 登録適合性確認機関は、適合性確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性確認を行わなければならない。

(変更の届出)

**第七十二条** 登録適合性確認機関は、第六十九条

2 第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

**第七十三条** 登録適合性確認機関は、適合性確認の業務に関する規程(以下この節において「業務規程」という。)を定め、適合性確認の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様

2 にあつては、業務を執行する社員(以下この項において「登録申請者」という。)に占める特殊電気工作物設置者の役員又は職員(過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。)五七五十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員

2 にあつては、その代表権を有する役員(過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。)が、特殊電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。)である。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた業務規程が適合性確認の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができ

2 (業務の休廃止)

**第七十四条** 登録適合性確認機関は、適合性確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよ

うとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

三 登録を受けた者が適合性確認を行う事業所の所在地

四 (財務諸表等の備置き及び閲覧等)

登録適合性確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第一百二十六条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 特殊電気工作物設置者その他の利害関係人は、登録適合性確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録適合性確認機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

3 特殊電気工作物設置者その他の利害関係人は、登録適合性確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録適合性確認機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

2 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

**第七十六条** 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が第六十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録適合性確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

**第七十七条** 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が第七十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録適合性確認機関に対し、適合性確認を行うべきこと又は適合性確認の方法そ



行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたつ日から二年を経過しない者

二 第八十七条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第八十四条の五の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第八十三条 経済産業大臣は、他に第四十五条第二項の指定を受けた者ではなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であること。

(試験員)

四 試験事務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

第五十八条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状に係る主任技術者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときは、同様とする。

(業務規程)

第八十四条の二 指定試験機関は、試験事務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けな

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が試験事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるとときは、指定試験機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。  
（業務の休廃止）

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

第八十四条の二の二 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。  
（事業計画等）

第八十四条の三 指定試験機関は、毎事業年度開始前に、第四十五条第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後（後滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。  
（役員の選任及び解任）

第八十四条の四 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
（解任命令）

第八十四条の五 経済産業大臣は、指定試験機関の役員又は試験員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができるものはない。  
（秘密保持義務）

第八十五条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
（役員及び職員の地位）

第八十五条の二 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員（試験員を含む。）は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。  
（適合命令等）

第八十六条 経済産業大臣は、指定試験機関が第八十三条各号（第三号を除く。以下この項における）

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

**第八十七条** 経済産業大臣は、指定試験機関が第八十三条第三号に適合しなくなったときは、第四十五条第二項の指定を取り消さなければならぬ。

2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十五条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第八十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第八十四条、第八十四条の二第一項、第八十四条の二の二、第八十四条の三又は次条の規定に違反したとき。

三 第八十四条の二第一項の認可を受けた業務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第八十四条の二第三項、第八十四条の五又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十五条第二項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

**第八十七条の二** 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(経済産業大臣による試験)

**第八十八条** 経済産業大臣は、指定試験機関が第八十四条の二の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八十七条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機

関が第八十四条の二の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第十八条の規定により経済産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

**(登録)**

**第九十条** 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次に掲げる測定器を用いて調査業務を行うものであること。

イ 絶縁抵抗計  
ロ 接地抵抗計  
ハ 漏れ電流計  
ニ 交流電流計  
ホ 交流電圧計

二 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施するものであること。

イ 第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者

ロ 電気工事士法（昭和三十五年法律第二百三十九号）第三条第一項に規定する第一種電気工事士又は同条第二項に規定する第二種電気工事士

ハ 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令に基づく大学、旧専門学校令に基づく専門学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく実業学校において電気工学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名記載してするものとする。

**第九十一条 削除**  
(調査の義務)

**第九十二条** 登録調査機関は、第五十七条の二第二条、第七十六条及び第七十九条の規定は、登録調査機関による調査業務の委託を受けているときは、第五十七条第一項の経済産業省令で定めるところにより、その調査業務を行わなければならない。ただし、一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

**2 経済産業大臣は、登録調査機関が第五十七条の二第一項の規定による調査業務の委託を受けている場合において、その調査業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、登録調査機関に対し、その調査業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。**

(調査業務の廃止)

**第九十三条** 登録調査機関は、調査業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

**2 業務規程** 登録調査機関は、調査業務に関する規程(以下この節において「業務規程」という。)を定め、調査業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

経済産業大臣は、登録調査機関が次第に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(登録の取消し)

**第九十五条** 経済産業大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一 次条において準用する第六十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 正当な理由がないのに次条において準用する第七十五条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第九十二条第一項、第九十三条若しくは前条第一項の規定又は次条において準用する第七十五条第一項若しくは第七十九条の規定に違反したとき。

四 第九十二条第二項の規定又は次条において準用する第七十六条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

**第九十六条** (準用)

第六十八条、第七十条、第七十五条第七十六条、第七十六条及び第七十九条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号中「第七十八条」とあるのは「第五十五条」と、第七十条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第八十九条及び第九十条の規定並びに第九十六条において準用する第六十八条の規定」と、第七十五条第二項中「特殊電気工作物設置者」とあるのは「登録調査機関が調査業務を行う一般用電気工作物の所有者又は占有者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第九十条第一項各号」と、第七十九条第一項中「適合性確認の業務」とあるのは「調査業務」と読み替えるものとする。

**第七章 卸電力取引所**

(指定)

**第九十七条** 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財團法人その他政令で定める法人であつて、次条第一項に規定する業務(以下「市場開設業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

一 職員、市場開設業務の実施の方法その他の事項についての市場開設業務の実施のために計画が、市場開設業務の適確な実施のために必要な業務を行うこと。

二 前号の市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行ふことによつて市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 第九十九条の十四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しなければならない。

ハ 市場開設業務を行う事務所の所在地を変更しようとすることは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。(売買取引を行うことができる者)

**第九十九条の二** 卸電力取引市場における電力の売買取引(以下この章において単に「売買取引」という。)を行うことができる者は、電気事業者その他これに準ずる者であつて電力の卸取引の業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有するものとして業務規程で定める者とす

2 卸電力取引所は、その名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地を変更しようとすることは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

**第九十八条 卸電力取引所**

(業務)

卸電力取引所は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場(次項及び第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。)を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

四 卸電力取引所は、前項第一号に掲げる業務として、翌日に受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場(次項、第九十九条の四第二項及び第九十九条の八において「翌日市場」という。)その他市場開設業務の実施に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)で定める

卸電力取引所は、翌日市場における電力の売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法によるものとする。

五 卸電力取引所は、翌日市場における電力の売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法によるものとする。

六 卸電力取引所は、翌日市場における電力の売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法によるものとする。

七 卸電力取引所は、翌日市場における電力の売買取引に係る電力の量が、当該地域間を電気的に接続する電線路の容量を超えるときは、業務規程で定めるところにより、地域ごとに取引価格を算定するものとする。

(業務規程の認可)

卸電力取引所は、市場開設業務を行つたときは、当該業務の開始前に、業務規程を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

**第九十九条の五** 卸電力取引所は、経済産業省令で定めるところにより、売買取引の数量及び価格その他の経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

卸電力取引所は、市場開設業務の運営に関し、売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(事業計画等)

**第九十九条の六** 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に(第九十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(地域間売買取引の決済に係る利益の納付)  
**第九十九条の八** 卸電力取引所は、推進機関が行う広域系統整備交付金交付等業務に要する費用に充てるため、推進機関に対し、経済産業省令で定めるところにより、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額を納付するものとする。

(業務の休廃止等)

**第九十九条の九** 卸電力取引所は、経済産業大臣の許可を受けなければ、市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により市場開設業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

(役員の選任及び解任)

**第九十九条の十** 卸電力取引所の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

**第九十九条の十一** 経済産業大臣は、卸電力取引所の役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その卸電力取引所に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

**第九十九条の十二** 卸電力取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、市場開設業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(監督命令)

**第九十九条の十三** 経済産業大臣は、市場開設業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、卸電力取引所に対し、市場開設業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

一 第九十七条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二 第九十七条第一項第一号から第四号までに

二 第九十七条第一項第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

**三 第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項**

2 の規定に違反したとき。

**四 第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで市場開設業務を行つたとき。**

五 第九十九条第二項、第九十九条の十一又は前項の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第九十七条第一項の指定を受けたとき。

**第八章 雜則**

**第一百条** 登録、変更登録、許可、指定、認可又は承認には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、変更登録、許可、指定、認可若しくは承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、変更登録、許可、指定、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(発電水力)

**第一百一条** 経済産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行わなければならない。

**第一百二条** 経済産業大臣は、発電水力の開発上必要なと認めるとするときは、水力を原動力とする発電用の電気工作物を設置している者に対し、その電気工作物を設置している河川について、経済産業省令で定めるところにより、その流量を測定し、その測定の結果を報告すべきことを命ずることができる。

**第一百三条** 都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)「二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)」の長は、河川法(昭和三十九年法律第六百六十七号)第二十三条若しくは第二十九条第二項の許可又は同法第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可(同法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用(同条に規定する水利使用をいう。第三項において同じ。)に関する許可を除く。)の申請があつた場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであつて政令で定めるものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めるなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により意見を求められたときは、国土交通大臣に協議するものとする。

**第一百四条** 経済産業省及び原子力規制委員会に、電気工作物検査官を置く。

2 経済産業省の電気工作物検査官は、第四十九条第一項若しくは第五十四条の検査又は第五十条第三項若しくは第五十五条第四項の検査に関する事務に從事する。

3 原子力規制委員会の電気工作物検査官は、第四十九条第一項若しくは第五十四条の検査又は第五十一条第三項の審査に関する事務に從事する。

**第一百三条の二** 電力の取引又は証明(計量法(平成四年法律第五十一号)第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。)における法定計量単位(同法第八条第一項に規定する法定計量単位をいう。)による計量(同法第二条第一項に規定する計量をいう。)であつて、その適正を確保することが特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの(以下この条、第一百十一条第四項及び第一百十七条の六において「特定計量」という。)をする者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 特定計量の内容

四 特定計量の適正を確保するための措置の内容

五 特定計量の開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出を行つた者(以下「届出者」という。)は、経済産業省令で定める基準に従つて、特定計量をしなければならない。

**第一百六条** 主務大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条及び第五十条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子力発電工作物を設置する者に對し報告又は資料の提出をさせた場合において、その原子力発電工作物の保安に係る業務の状況に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 主務大臣は、前項の規定によるもののほか、同項の規定により原子力発電工作物を設置する者に對し報告又は資料の提出をさせた場合において、原子力発電工作物の保安を確保するため特に必要があると認めるときは、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条及び第五十条の規定の施行に必要な限度において、当該原

子力発電工作物の保守点検を行つた事業者に対する  
し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせるこ  
とができる。

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもの  
ほか、この法律の施行に必要な限度において、  
政令で定めるところにより、小売電気事業者  
等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業  
者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸  
供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に  
関し報告又は資料の提出をさせることができ  
る。

4 経済産業大臣は、第二十二条の三から第二十  
三条の三まで、第二十七条の十一の三から第二  
十七条の十一の六まで又は第二十七条の十二の  
十三において準用する第二十二条の三、第二十  
三条（第四項を除く。）第二十三条の二若しく  
は第二十三条の三の規定の施行に必要な限度に  
おいて、第二十二条の三第一項に規定する特定  
関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事  
業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事  
業者、発電事業者及び特定卸供給事業者を除  
く。次項及び次条第三項において「一般送配電事  
業者、配電事業者、特定送配電事業者等、一般  
事業者及び特定卸供給事業者を除く。次項及び  
次条第三項において「送電事業者の特定関係事  
業者」という。）に対し、必要な事項の報告又  
は資料の提出をさせること

5 経済産業大臣は、第三項の規定により一般送  
配電事業者、送電事業者又は配電事業者に対し  
報告又は資料の提出をさせた場合において、電  
気供給事業者間の適正な競争関係を確保するた  
め特に必要があると認めると認めたときは、第  
二項（第二十七条の十二の十三において準用す  
る場合を含む。）又は第二十七条の十一の四  
第二項の規定の施行に必要な限度において、當  
該一般送配電事業者の特定関係事業者等（一般  
送配電事業者の特定関係事業者を除く。）、當該

送電事業者の特定関係事業者等（送電事業者の  
特定関係事業者を除く。）に対し、必要な事項の報告又は  
資料の提出をさせることができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定によるもの  
ほか、この法律の施行に必要な限度において、  
政令で定めるところにより、自家用電気工作物  
を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行  
つた事業者又は登録調査機関に対し、その業  
務の状況に關し報告又は資料の提出をさせるこ  
とができる。

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限  
度において、一般用電気工作物（小規模発電設  
備であるものに限る。）の所有者又は占有者に  
対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせ  
ることができる。

8 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限  
度において、推進機関に對し、その業務又は經  
理の状況に關し報告又は資料の提出をさせること  
ができる。

9 経済産業大臣は、第三十七条の四から第三十  
七条の十二までの規定の施行に必要な限度にお  
いて、認定電気使用者情報利用者等協会に對  
し、その業務又は経理の状況に關し報告又は資  
料の提出をさせることができる。

10 経済産業大臣は、前項の規定により認定電気  
使用者情報利用者等協会に對し報告又は資料の  
提出をさせた場合において、電気供給事業者間  
の適正な競争関係を確保するために特に必要が  
あると認めるときは、第三十七条の四から第三  
十七条の十二までの規定の施行に必要な限度に  
おいて、当該認定電気使用者情報利用者等協会  
の会員（第三十七条の四第一号に規定する会員  
を除く。）に對し、必要な事項の報告又は資料の  
提出をさせた場合において、電気供給事業者間  
の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させ  
ることができる。

11 経済産業大臣は、第一項の規定による立入檢  
査のほか、この法律の施行に必要な限度において、  
その職員に、自家用電気工作物を設置する事  
業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気  
工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させ  
ることができる。

12 経済産業大臣は、必要があると認めるとき  
は、推進機関に、第二項の規定による立入檢  
査（次に掲げる事項を調査するために行うものに  
限る。）を行わせることができる。

13 第二十八条の四十三の規定による情報の提  
供が適正に行われていること。

14 推進機関は、前項の指示に従つて第十二項に  
規定する立入檢査を行つたときは、その結果を  
経済産業大臣に報告しなければならない。

15 第十二項の規定により立入檢査をする推進機  
関の職員は、その身分を示す證明書を携帯し、  
立ち入り、居住の用に供されている場所に立ち入  
ることを得なければならない。

務の状況に關し報告又は資料の提出をさせること  
ができる。

（立入検査）

第一百七条 主務大臣は、第三十九条、第四十条、  
第四十七条、第四十九条及び第五十条の規定の  
施行に必要な限度において、その職員に、原  
子力発電工作物の保守点検を行つた事業者、事務  
所に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類  
その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入檢査  
のほか、この法律の施行に必要な限度において、  
その職員に、電気事業者の営業所、事務所に  
立ち入り、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原  
子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接を行  
つた者の工場又は営業所、事務所その他の事業  
場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類  
その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定による立入檢査  
のほか、この法律の施行に必要な限度において、  
その職員に、認定電気使用者情報利用者等  
協会の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳  
簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、第三十七条の三から第二十  
三条の三まで、第二十二条の三から第二  
十七条の十一の六まで又は第二十七条の十二の  
十三において、推進機関に對し、その業務又は經  
理の状況に關し報告又は資料の提出をさせること  
ができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による立入檢  
査のほか、この法律の施行に必要な限度において、  
その職員に、自家用電気工作物の保守点検を行  
つた事業所（当該一般用電気工作物が小規模發  
電設備以外のものである場合にあつては、居住  
の用に供されているものを除く。）に立ち入り、電  
気工作物を検査させることができる。

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限  
度において、その職員に、推進機関の事務所に  
立ち入り、業務の状況に關し報告又は資料の提出  
をさせることができる。

立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の  
物件を検査させることができる。

7 経済産業大臣は、第三十七条の四から第三十  
七条の十二までの規定の施行に必要な限度にお  
いて、その職員に、認定電気使用者情報利用者  
等協会の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳  
簿、書類その他の物件を検査させることができる。









分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に旧電気に関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の規定に基づき旧電気事業主任技術者資格検定規則（昭和七年通商産業省令第五十四号）の規定の例により第一種、第二種又は第三種の資格を有している者は、それぞれ第五十四条第一項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧規則第一条第一項の規定に基づき旧電用汽機汽罐取締規則（昭和十五年通商産業省令第五号）第二十条の規定の例により汽機汽かん主任者に選任されている者うち、気圧六十キログラム毎平方センチメートル以上の発電所の汽機汽かん主任者又は気圧十五キログラム毎平方センチメートル以上六十キログラム毎平方センチメートル未満の発電所の汽機汽かん主任者は、それぞれ第五十四条第一項の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者とみなす。

6 この法律の施行の際現に国が設置又は変更の工事（第七十条第一項ただし書の場合又は第七十一条第一項前段の通商産業省令で定める場合においてするもの及び発電用の原子炉施設に係るものを除く。）をしている電気工作物は、旧規則第一条第一項の規定に基づき旧自家用電気工作物施設規則（昭和七年通商産業省令第五十六号）第五十二条又は第五十二条の規定による報告又は承認があつたものに限り、その工事の計画について、第七十条第一項の認可を受け、又は第七十一条第一項の規定による届出をしたものがみなす。

7 適用については、なお従前の例による。

8 次に掲げる者は、経済産業大臣に対し、電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用を円滑に行うため、第十七項から第十九項までの規定を適用することが適当である旨の認定を申請することができる。

9 一般送配電事業者

10 送電事業者

11 発電事業者たる会社

12 経済産業大臣は、第十項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

13 一 広域的運営による電気の安定供給の確保その他他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るために適當なものであること。

14 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

15 三 社債の発行により得られる金錢がこれに要する費用に充てられると見込まれるものである。

16 13の前項の認定を受けた者は（以下「認定会社」という。）は、第十一項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

17 14の前項の認定を受けた者は、第十二項の認定に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めると請があつたときは、その認定を取り消さなければならない。

18 経済産業大臣は、第十二項の認定をしようとする場合又は前項の規定による認定の取消しをしようとする場合（認定会社から第十二項の認定の取消しの申請があつた場合は、その認定を取消しの申請があつた場合を除く。）には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならぬ。

19 認定会社の社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六

20 第十項から前項までの規定は、令和七年三月三十日限り、その効力を失う。

21 認定会社が第十項から第十九項までの規定の失効前に発行した社債の社債権者については、前第十七項から第十九項までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

22 附 則（昭和四二年六月一二日法律第三六号）抄

23 1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

24 附 則（昭和四五年一二月二十五日法律第六三四号）抄

25 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

26 附 則（昭和四八年七月二十五日法律第六六号）抄

27 1 この法律は、公布の日から施行する。

28 附 則（昭和五六年五月二三日法律第五五号）抄

29 1 この法律は、公布の日から施行する。

30 附 則（昭和五六年五月一九日法律第四五号）抄

31 1 この法律は、公布の日から施行する。

32 附 則（昭和五八年一二月一日法律第七八号）抄

33 1 この法律は、公布の日から施行する。

34 附 則（昭和五九年十一月三十日以前に第三十六条の規定による改正前の電気事業法第四十二条第一項又は第七十七条第一項の規定による届出であつて第三十六条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらの届出に係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

35 3 第三十六条の規定による改正前の電気事業法第四十二条第一項又は第七十七条第一項の規定による届出であつて第三十六条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらの届出に係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

36 3 昭和五十九年十一月三十日以前に第三十六条の規定による改正前の電気事業法第五十四条第四項第二号の規定による認定の申請をした者に対する認定及び主任技術者免状の交付並びに同日ににおいて現に同号の規定により認定されてい

37 条第一号に規定する短期社債を除く。第十九項及び第二十一項において同じ。の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つてその事項を記載した申請書その他経済産業省令で定める書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

38 一般の先取特権に次ぐものとする。

39 附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第十八号）抄

40 1 四 前三号に掲げる者を子会社とする会社に号に掲げる者にあつては、当該者の子会社である同項第一号から第三号までに掲げる者が、電気事業以外の事業を営む場合を含む。）にあつては、その概要

41 二 電気事業以外の事業を営む場合（前項第四号に掲げる者にあつては、当該者の子会社である同項第一号から第三号までに掲げる者が、電気事業以外の事業を営む場合を含む。）

42 11 四 前三号に掲げる者を子会社とする会社に号に掲げる者にあつては、当該者の子会社である同項第一号から第三号までに掲げる者が、電気事業以外の事業を営む場合を含む。）にあつては、その概要

43 二 商号及び住所

44 12 経済産業大臣は、第十項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

45 一 広域的運営による電気の安定供給の確保その他他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るために適當なものであること。

46 2 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

47 3 三 社債の発行により得られる金錢がこれに要する費用に充てられると見込まれるものである。

48 4 13の前項の認定を受けた者は（以下「認定会社」という。）は、第十一項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

49 5 14の前項の認定を受けた者は、第十二項の認定に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めると請があつたときは、その認定を取り消さなければならない。

50 6 経済産業大臣は、第十二項の認定をしようとする場合又は前項の規定による認定の取消しをしようとする場合（認定会社から第十二項の認定の取消しの申請があつた場合は、その認定を取消しの申請があつた場合を除く。）には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならぬ。

51 7 認定会社の社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六

52 8 1 第一条この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

53 9 一から三まで 略

54 四 第三十六条中電気事業法第五十四条の改正規定 第三十八条の規定（電気工事士法第五十条の改正規定を除く。）並びに附則第八条第三項及び第二十二条の規定 昭和五十九年十二月一日

55 五 第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十三条及び第三十五条の規定、第三十六条の規定（電気事業法第五十四条の改正規定を除く。）並びに附則第八条（第三項を除く。）において同じ。並びに第三十七条第三十九条及び第四十三条の規定並びに附則第八条（第三項を除く。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

56 六 第三十三条まで、第三十三条及び第三十五条の規定 第三十六条の規定（電気事業法第五十四条の改正規定を除く。）並びに附則第八条（第三項を除く。）において同じ。並びに第三十七条第三十九条及び第四十三条の規定並びに附則第八条（第三項を除く。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

57 七 第八条 第三十六条の規定の施行前に電気事業法第三条第一項又は第八条第一項の許可の申請をした者についての当該許可に係る電気工作物の設置及び事業の開始又は供給区域若しくは供給の相手方及び供給地点若しくは電気工作物に関する事項の変更に係る期間の指定については、なお従前の例による。

58 八 第三十六条の規定による改正前の電気事業法第四十二条第一項又は第七十七条第一項の規定による届出であつて第三十六条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらに係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

59 九 第四十二条第一項又は第七十七条第一項の規定による届出であつて第三十六条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらに係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

60 十 第四十二条第一項又は第七十七条第一項の規定による届出であつて第三十六条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらに係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

61 11 第一条この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

62 12 附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第十八号）抄

63 13 附 則（昭和五九年十一月三十日以前に第三十六条の規定による改正前の電気事業法第五十四条第四項第二号の規定による認定の申請をした者に対する認定及び主任技術者免状の交付並びに同日ににおいて現に同号の規定により認定されてい

る者及び電気主任技術者国家試験に合格している者に対する主任技術者免状の交付については、なお従前の例による。この場合において、当該交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

**4 第二十六条** 第二十六条の規定の施行の日から昭和五十九年十一月三十日までの間における同条の規定による改訂後の電気事業法第百十二条第一項の規定に適用については、同項中「第五十四条第三項第一号若しくは第二号の規定により若しくは指定試験機関がその特定試験事務を行う電気主任技術者国家試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者、電気主任技術者国家試験を受けようとする者、主任技術者免状の交付を受けようとする者、電気主任技術者国家試験を受けようとする者」とあるの(罰則に関する経過措置)

**第十六条** この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二年六月二九日法律第六五号)** この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**2 (罰則に関する経過措置)** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成五年六月一四日法律第六三号)** この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**2 (罰則に関する経過措置)** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号)** この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

**第一條** この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する経過措置)

この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものをお除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成七年四月二一日法律第七五号)** この法律の施行前に法律の整理に伴う経過措置

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものをお除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

この法律の施行前に前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成七年四月二一日法律第七五号)** この法律の施行前に法律の整理に伴う経過措置

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** この法律の施行の際現に改正前の電気事業法(以下「旧法」という)第二条第三項の(卸電気事業者)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成五年六月一四日法律第六三号)** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**2 (罰則に関する経過措置)** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号)** この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

**第一條** この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

一項又は第八条第一項の許可を受けているときは、その者がその約したところに従つて一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、新法第二条第一項第三号の卸電気事業とみなし、その者が受けていたものとみなす。ただし、新法第二条第二条第一項第三号の卸電気事業とみなされた事業に係る部第三号の許可(新法第二条第一項の規定による改正後の電気事業法第三条第一項の規定による)は、新法第三条第一項の規定による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(電気主任技術者国家試験)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する経過措置)

この法律の施行前に法律の整理に伴う経過措置

**第三条** 旧法第六条第二項第四号の事項の変更(電気工作物の変更)

あって、旧法第八条第一項の許可を受けているものについては、新法第九条第一項の規定による届出がなされたものとみなす。

(一般電気事業者の供給条件)

この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の認可を受けている供給規程は、新法第十九条第一項の認可を受けた供給約款とみなす。

**第五条** 旧法第二十二条第一項の認可を受けた料金その他の供給条件は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から六月以内に、通商産業大臣で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新法第二十二条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から六月以内に、通商産業大臣で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたとき書の認可を受けた料金その他の供給条件により電気を供給することができるものとみなす。

**第四条** 一般電気事業者は、施行日から六月間は、新法第二十二条第一項の認可を受けないで、旧法第二十二条第一項の認可を受けた料金その他の供給条件により電気を供給することができるものとみなす。

**2 (卸供給の供給条件)** 一般電気事業者は、施行日から六月間は、新法第二十二条第一項の認可を受けないで、旧法第二十二条第一項の認可を受けた料金その他の供給条件により電気を供給することができるものとみなす。

**3 (卸供給の供給条件)** 一般電気事業者は、施行日から六月間は、新法第二十二条第一項の認可を受けた料金その他の供給条件により電気を供給することができるものとみなす。

**4 (卸供給の供給条件)** 一般電気事業者は、施行日から六月間は、新法第二十二条第一項の認可を受けた料金その他の供給条件により電気を供給することができるものとみなす。

**5 (卸供給の供給条件)** 一般電気事業者は、施行日から六月間は、新法第二十二条第一項の認可を受けた料金その他の供給条件により電気を供給することができるものとみなす。

**第六条** この法律の施行の際現に旧法第二十二条第一項の認可を受けている料金その他の供給条件であって、新法第二条第一項第九号の卸供給に該当する電気の供給に係るものは、新法第二十二条第一項の認可を受けたものとみなす。

**2 (卸供給の供給条件)** 一般電気事業者は、施行日前に新法第二条第一項第九号の卸供給に該当する電気の供給を行うこと及びその料金その他の供給条件を約しているときは、その者は、新法第二十二条第一項の規定にかかるわらず、当該供給条件により当該卸供給を行うことができる。

(施設計画及び供給計画)

**第七条** 一般電気事業者及び新法第二条第一項第四号の卸電気事業者が旧法第二十九条第一項の規定による届出をした施行日の属する年度の電気供給計画及び電気の供給計画は、新法第二十九条第一項の規定による届出をした同項の供給計画とみなす。

(電気主任技術者国家試験)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第九条** 新法第四十五条第一項の電気主任技術者試験に関する事務(第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者国家試験に合格している者による)は、新法第四十五条の規定に基づいて行われた電気主任技術者試験に合格しているものとみなす。

**第八条** 旧法第五十六条の規定に基づいて行われた電気主任技術者国家試験に合格している者は、新法第四十五条の規定に基づいて行われた電気主任技術者試験に合格しているものとみなす。

**第九条** 新法第四十五条第一項の電気主任技術者試験に関する事務(第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者国家試験に合格している者による)は、新法第四十五条の規定に基づいて行われた電気主任技術者試験に合格しているものとみなす。

**第十一条** 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当する規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

**(罰則の適用)** 施行日前に旧法第二条第六項の電気事業者以外の者が、新法第二十二条第一項第九号の卸供給に該当する電気の供給を行つて、当該供給条件により当該卸供給を行ふことのうち、その他の供給条件を約しているときは、その者は、新法第二十二条第一項の規定にかかるわらず、当該供給条件により当該卸供給を行ふことができる。

**第十二条** 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当する規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

<p>(政令への委任)</p> <p><b>第十二条</b> 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p><b>附 則</b> (平成九年四月九日法律第三号) <b>抄</b></p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)</p>
	<p><b>第十二条</b> 第十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の電気事業法第四十四条第二項第三号の規定により主任技術者免状の交付の申請をした者に対する主任技術者免状の交付については、なお従前の例による。</p> <p><b>第二条</b> 第十一条の規定による改正後の電気事業法第五十五条の二の規定は、第十一条の規定の施行前に相続又は合併があった場合における相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>

<p>(政令への委任)</p> <p><b>第十八条</b> 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p><b>附 則</b> (平成九年六月一八日法律第八八号)</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、環境影響評価法の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p><b>第十九条</b> この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条から第六条まで及び第十一条の規定</p> <p>二 第二条の規定並びに附則第八条から第十条までの規定による改正前の電気事業法第二章第二節第二款の規定は、適用しない。</p> <p>二 この法律による改正前の電気事業法(以下「旧法」という)第四十七条第一項の規定による認可であつてこの法律の施行前にされたものに係る工事の計画の変更の認可であつて、環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定</p>
		<p>三号の改正規定及び第五十七条の八第一項第三号の改正規定に限る)、第二十五条(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十七条第二項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る)、第二十六条(騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十一条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第一条第十二項」に改める部分を除く)は、施行日から一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新電気法第二十一</p>

<p>(政令への委任)</p> <p><b>第十九条</b> この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条から第六条まで及び第十一条の規定</p> <p>二 第二条の規定並びに附則第八条から第十条までの規定による改正前の電気事業法第二章第二節第二款の規定は、適用しない。</p> <p>二 この法律による改正前の電気事業法(以下「旧法」という)第四十七条第一項の規定による認可であつてこの法律の施行前にされたものに係る工事の計画の変更の認可であつて、環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定</p>	<p><b>第三条</b> 公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年五月二一日法律第五〇号) <b>抄</b></p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条から第六条まで及び第十一条の規定</p> <p>二 第二条の規定並びに附則第八条から第十条までの規定による改正前の電気事業法第二章第二節第二款の規定は、適用しない。</p> <p>二 この法律による改正前の電気事業法(以下「旧法」という)第四十七条第一項の規定による認可であつてこの法律の施行前にされたものに係る工事の計画の変更の認可であつて、環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定</p>	<p>三 旧法第四十八条第一項の規定による届出であつてこの法律の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出であつて環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定により同法第二章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に該当する工事の計画の変更に係るものについての新法第四十七条第三項の規定の適用については、「同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号(第三号及び第四号を除く。)」とす</p>
		<p>る。」「次の各号(第三号及び第四号を除く。)」により電気を供給することができる。</p>

<p>用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に該当する工事の計画の変更に係るものについての新法第四十七条第三項の規定の適用については、「同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号(第三号及び第四号を除く。)」とす</p>	<p>る。」「次の各号(第三号及び第四号を除く。)」により電気を供給することができる。</p>
	<p>項」に改める部分に限る。)、第三十条及び第三十一条(振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第十八条第一項の改正規定中「第二条第十二項」に改める部分に限る。)、第三十二条(電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けないで、旧電気法第二十二条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件(特定規模需要のみに係る部分を除く。)により電気を供給することができる。</p>
	<p>三十一条(振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第十八条第一項の改正規定中「第二条第十二項」に改める部分に限る。)の規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めること)により電気を供給する</p>
	<p>二 一般電気事業者は、施行日から一月間は、新電気法第二十一条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件(特定規模需要のみに係る部分を除く。)により電気を供給する</p>
	<p>二 二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。)、第二十六条(騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十一条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第一条第十二項」に改める部分を除く)は、施行日から一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。</p>





一項の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第四項の指定又は旧電気事業法第五十七条の二第二項の指定の有効期間の残存期間とする。

この法律の施行前に旧電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の規定により経済産業大臣に申請がされた安全管理審査については、なお従前の例によつる。

(処分等の効力)

**第十一條** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

**第十二条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第十三条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第三条（第五項を除く。）

二 第一条中電気事業法に次の改正規定、第六  
条まで、第十五条、第十六条及び第三十九条  
の規定 公布の日

二 第二条に付する改正規定並びに第百一十九条の二の改正規定並びに第百一十九条の二の改正規定並びに第百六条、第百七条、第百十二条の一、第百十七条の三、第百十七条の四及び第百十九条の二の改正規定並びに第

三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第三十八条ま

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本項の罰金刑を科する。

（平成一六年六月九日法律第九四  
抄 則 附 号）  
（乙 丁 朝 日）

**第五条** 新電気事業法第二十四条の三第二項ただし書及び第二十四条の四第一項ただし書の規定

による承認及びこれに関する必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

**第六条** この法律の施行の日前に旧電気事業法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新電気事業法又は

これに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除いて、施行するものとする。

新電気事業法又はこれに基く命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

**第三十八条** この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下「この法律」といふ。）の施行前に二年以内又

この条において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三十九条** 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措

置は、政令で定める。  
(検討)

**第四十条** 政府はこの法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行後三年を経過した場合

案し、必要があると認めるときは、この法律の

規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則  
平成一六年六月九日法律第八四  
抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

第一条 (施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して五年

を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(送配電等業務支援機関の指定に関する経過措置)  
**第三条** この法律の施行の際現に旧電気事業法第九十三条第一項の指定を受けている者は、施行日に新電気事業法第九十三条第一項の指定を受けたものとみなす。  
(政令への委任)  
**第四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

該原子力発電工作物である発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画の認可がされているものとみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第一項又は第二項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画の

理を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十第三項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の制限の期間の短縮の処理を受けたものとみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第四項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画を変更し、又は廢

行の際現に旧電気事業法第五十一条第一項の検査に合格している燃料体(同項に規定する燃料体をいう。第三項において同じ。)は、第四号新規制法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格しているものとみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第五十一条第二項第一号の規定によりされている認可は、第四号新規制法第四十三条の三の十二第二項の規定によりされた認可とみなす。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(変更の許可の申請に関する経過措置)**  
**第二条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第八条第一項の規定によりされた変更の許可の申請であつて、この法律の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものは、当該変更が第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第八条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可の申請とみなし、当該変更が同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合には同条第三項の規定によりされ

四 附則第十七条、第二十二条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

(核原材料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際に旧電気事業法第四十七条第一項又は第二項の規定により原子力発電工作物(旧電気事業法第一百六条第一項に規定する原子力発電工作物をいう。以下同じ。)の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画の認可がされている場合は、第四号新規制法第四十

されていいる場合は、第四号新規制法第四十三条の三の九第六項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされているものとみなす。

**第四十三条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十八条第一項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の十第一項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされているものとみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第三項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされているものとみなす。

力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十第五項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。

**第四十四条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十九条第一項の検査に合格している特定事業用電気工作物（同項に規定する特定事業用電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるものである発電用原子炉施設は、第四号新規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格しているものとみなす。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。  
**附 則** (平成二十三年八月三〇日法律第一〇九号) 抄  
(施行期日)  
(施行期日)

当該名義は定める日から施行する。  
第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条第一項、第十三条及び第八十七条の規定

4  
ある発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る届出がされているものとみなす。

附則第一條第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出が

5  
は 第四号新規制法第四十三条の三の十第五項の規定により当該原子力発電用物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の制限の期間の延長の処理を受けたものとみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第五項の規定により原子

係る部分に限る。並びに次条から附則第十四条までの規定及び附則第十一条の規定（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の目次の改正規定、同法第四十六条の四及び第十四条の二十二の改正規定並びに同法第三章第二節第二款の二中同条を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十一を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十の次に一条を加える改正規定を除く。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

**第五条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二四年六月二七日法律第四  
七号) 抄  
(施行期日)

認可の申請がされている場合は、第四号新規制法第四十四条の三の九第一項又は第二項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画の認可の申請がされたものとみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十七条第四項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事に係る届出がされる場合は、第四号新規制法第四十三条の三の九第五項の規定により当該原子力発電工作物で

止すべき旨の命令があつた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十第四項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令があつたものとみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の延長の処理を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後

—

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第五十一条第三項の検査に合格している輸入した燃料体は、第四号新規制法第四十三条の三の十二第四項の検査に合格しているものとみなす。

**第四十六條** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第五項において準用する旧電気事業法第五十条の二第五項の規定によりされた溶接原子力発電工作物に係る旧溶接事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定及び同条第七項の規定によりされた当該溶接原子力発電工作物である溶接原子炉容器等に係るものが又は溶接をした原子力発電工作物であつて輸入したもの又は溶接をした原子力発電工作物であるもの又は溶接をした原子力発電工作物であつて輸入したもの（以下この条において「溶接原子力発電工作物」という。）に係る旧溶接事業者検査（同項に規定する検査をいう。以下この条において同じ。）並びに当該旧溶接事業者検査の結果の記録及びその保存は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第十四条の三の十三第一項の規定によりされた当該溶接原子力発電工作物である原子炉容器等で、並びに当該新溶接事業者検査の結果の記録及びその保存とみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第五項において準用する旧電気事業法第五十条の二第五項の規定によりされた溶接原子力発電工作物に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十三第五項の規定による当該溶接原子力発電工作物である溶接原子炉容器等に係る通知とみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第五項において準用する旧電気事業法第五十条の二第六項の規定によりされた溶接原子力発電工作物に係る旧溶接事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定及び同条第七項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の十三第六項の規定によりされた当該溶接原子力発電工作物である溶接原子炉容器等に係る通知とみなす。

附則第一条第四号に掲げる規定の施

第四十七条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第一項の規定によりされた特定電気工作物（同項に規定する特定電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるもの（以下この条において「特定原子力発電工作物」という。）に係る旧定期事業者検査（同項に規定する検査をいう。以下この条において同じ。）並びに当該旧定期事業者検査の結果の記録及びその保存は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十六第一項の規定によりされた当該特定原子力発電工作物である特定発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の十六第六項に規定する特定発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）に係る新定期事業者検査（同項に規定する検査をいう。以下この条において同じ。）並びに当該新定期事業者検査の結果の記録及びその保存とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第三項の規定によりされた特定原子力発電工作物に係る評価並びに当該評価の結果の記録及びその保存並びに当該評価の結果の報告については、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十六第三項の規定によりされた当該特定原子力発電工作物である特定発電用原子炉施設に係る評価並びに当該評価の結果の記録及びその保存並びに当該評価の結果の報告とみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第六項において準用する第四号新規制法第四十三条の二第五項の規定によりされた特定原子力発電工作物に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十六第六項において準用する第四号新規制法第四十三条の三の十三第五項の規定による当該特定原子力発電工作物である特定発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第六項において準用する第四号新規制法第四十三条の三の十六第六項において準用する第四号新規制法第四十三条の三の十三第六項の規定によりされた当該総合的な評定及び同項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十六第六項において準用する第四号新規制法第四十三条の三の十三第六項の規定によりされた

当該特定原子力発電工作物である特定発電用原子炉施設に係る新定期事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定及び同条第七項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知とみなす。

える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三  
条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改め  
る部分に限る。)、第八条、第九条及び第十一条  
から第十四条までの規定は、公布の日から起算  
して六月を超えない範囲内において政令で定め  
る日から施行する。

（施行期日）  
**三号**　抄  
（施行期日）  
**第一条**　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**一及び二　略**  
**三　附則第九条の規定**　この法律の公布の日又は水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の公布の日のいずれか遅い日  
**附　則　（平成二十五年一月二〇日法律第七四号）**  
（施行期日）  
**第一条**　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**一　第十条及び第十三条の規定**　（施行期日）  
**二　第二十七条の改正規定**　同条に一項を加える改正規定、第百三十一条第一項及び第百十九条第七号の改正規定並びに第百二十条第五号の次に一号を加える改正規定並びに附則第八条及び第九条の規定　公布の日から起算して三年月を超えない範囲内において政令で定める日  
**三　第二条第一項第十四号及び第二項の改正規定**　並びに第二十四条の三第一項及び第二十五条第一項ただし書の改正規定並びに次条第五項及び附則第五条の規定　平成二十六年四月一日  
(託送供給約款の届出等に関する経過措置)  
**第二条**　この法律の公布の際現にこの法律による改正前の電気事業法（以下この項並びに附則第七条及び第八条において「旧法」という。）第十三条第一項の許可を受けている一般電気事業者には、平成二十六年一月六日までに、この法律による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十四条の三第一項に規定する託送供給約款について、新法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給（旧法第二条第一項第十四号に

掲げる接続供給を除く。以下この項において同じ。)に係る電気に係る振替供給及び新法第二条第一項第十四号に掲げる接続供給に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするととき次項において適用する新法第二十四条の三第三項の規定による命令があつたときに限る。(も、同様とする。

新法第二十四条の三第三項の規定は、前項の規定による届出に係る託送供給約款について準用する。

第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした託送供給約款を公表しなければならない。

第一項の規定による届出をした託送供給約款は、前条第三号に掲げる規定の施行の日にその効力を生ずるものとする。

第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新法第二十四条の三第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

前条第二項において適用する新法第二十四条の三第三項の規定による命令に違反した者は、三百万元以下の罰金に処する。

前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処するほか、その法人又は人に対して、各本項の刑を科する。

(卸供給事業者等の届出に関する経過措置)

この法律の施行の際現に卸供給を行う事業を営んでいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三月間は、新法第二十八条の二第二項の規定にかかわらず、同路を通じて間接に電気的に接続している発電用

三第一項の経済産業省令で定める要件に該当するものを設置してゐる者は、施行日から三月間は、同項の規定にかかるらず、同項の事項について届け出ることを要しない。  
**(広域的運営推進機関に関する経過措置)**

**第五条** 推進機関（新法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関をいう。以下この条並びに附則第十一條第二項及び第五項第四号において同じ。）の発起人又は会員にならうとする者は、施行日前においても、新法第二編第二章第二節第三款（第二十八条の十四及び第二十八条の十五を除く。）の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他推進機関の設立に必要な行為、推進機関への加入に必要な行為及び推進機関の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

推進機関の発起人は、施行日前においても、新法第二十八条の十四及び第二十八条の十五の規定の例により、推進機関の設立の認可の申請をし、経済産業大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

**第六条** この法律の施行の際現にその名称中に広域的運営推進機関という文字を用いてゐる者については、新法第二十八条の七第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。  
**(秘密保持義務に関する経過措置)**

**第七条** この法律の施行の際現に存する旧法第十九十三条第一項に規定する送配電等業務支援機関の役員又は職員であった者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。  
**(処分等の効力)**

**第八条** 旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。  
**(罰則の適用に関する経過措置)**

**第九条** この法律（附則第一条第一号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつてしたものとみなす。

(政令への委任)  
**第十条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
(電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置)  
**第十一條** 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律による円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行ふものとする。  
一 平成二十八年を目途に、電気の小売への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出すること。  
二 平成三十年から平成三十二年までの間を目途に、変電、送電及び配電に係る業務(以下この条において「送配電等業務」という。)の運営における中立性(送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対する優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることがないことをいう。第三項第一号において同じ。)の一層の確保を図るために、措置(次項及び第三項において「中立性確保措置」という。)並びに電気の小売に係る料金の全面自由化を実施するものとし、このためには必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。  
三 電気事業に係る制度の抜本的な改革の各段階において、当該改革を行うに當つての課題について十分な検証を行い、その結果に基づいて当該課題の克服のために必要な措置を講じつつ、当該改革を行うこと。

要に応じて、中立性確保措置を機能分離（送配電等業務に係る機能の一部を推進機関が担うこととする）によって実施することと検討するものとする。

3 政府は、中立性確保措置を法的分離によつて実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たつては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

一 送配電等業務を営む者の役員の兼職に関する規制その他の送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るために法的分離と併せて講ずることが必要な規制措置

二 電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

三 送配電等業務を営む者及び電気の卸売業を営む者が相互に連携して電気の安定供給を確保するために必要な措置

電気の小売に係る料金の全面自由化は、これを平成三十三年から平成三十二年までの間に実施することとした場合に、電気の小売業を営む者の間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときに限り、その実施の時期を見直すものとする。

政府は、第一項第一号及び第一号に規定する法律案を国会に提出するに当たつては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 送配電等業務を営む者に、次に掲げる事項を行わせるための措置

イ 電気の小売業を営む者から電気の供給を受けることができない者への電気の供給を行ふこと。

ロ その送配電等業務を営む区域において一元的に送配電等業務を営むとともに、その供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。

二 送配電等業務を営む者が送電用の電気工作物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とすることをいう。）によつて実施することと

三 電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置

四 推進機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置

五 電気の卸売業への参入の全面自由化及び電気の卸売に係る料金の全面自由化

六 電気事業に係る制度の抜本的な改革に関する情報提供を充実強化するための措置、スマートメータ（電気の小売業を営む者の効率的な事業運営及び多様な電気の小売に係る料金その他の供給条件の設定並びに電気の使用の節減に資する機能を有する電力量計をいう）の導入を促進するための措置、卸電力取引所（電気の卸売に係る電気について取引をするために必要な市場を開設している者をいう）における電気の取引量を増加させるための措置、電気の先物取引に係る制度の整備その他の電気の小売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴つて特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

八 畦島における電気の使用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けることができるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置

九 前号に掲げるもののほか、沖縄地域における電気事業の特殊性を踏まえた措置

六 政府は、電気事業の監督の機能を一層強化するとともに、電気の安定供給の確保に万全を期するため、電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成二十七年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させるものとする。

## **第四条** 電気事業法等の一部を改正する法律 (電気事業法の一 部改正に伴う調整規定)

成二十六年法律第七十二号の施行の日が施行日前である場合には、第二百三十六条のうち電気事業法第百九条の二の改正規定中「第百九条の二」とあるのは、「第百九条」とする。  
(経過措置の原則)

附則（平成二六年六月一八日法律第七号）抄

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十二条（附則第二十条第一項に係る部分に限る。）、第二十七条、第二十九条（第一号に係る部分に限る。）、第三十条（第四号から

第六号までを除く)、第三十一条(附則第二十九条第一号及び第三十条(第四号から第六号までを除く)に係る部分に限る)及び第

二 四十条の規定 公布の日  
附則第六条、第七条及び第五十九条の規定  
定 公布の日から起算して二年を超えない範  
囲内において政令で定める日

四 附則第二十五条の十第四項の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の公布の日

五 附則第二十五条の四、第二十五条の五（附則第九条第一項及び第四項、第十条第二項及び第四項、第十二条第二項及び第四項並びに

第二十条第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二十五条の八及び第二十五条の九の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二条第二号に掲げる規定の施行の日

**第二条** (小売電気事業の登録等に関する経過措置)  
この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という)の規定が適用されるべきものについては、この法律の施行の際現に第一項の規定による登録を受けた者又は登録を申請して登録料金を納付した者は、この法律の施行後も、登録を受けた者又は登録を申請して登録料金を納付した者の権利並びに義務を負担するものとみなす。

法」という。第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）は、この法律の施行の日（以下「施

行日」という。」に小売電気事業（第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。附則第六条第一項による

（新電気事業として同一の規制を受けることとなる。）

業をいう。附則第十一條第一項において同じ。)

についてそれぞれ新電気事業法第二条の二の登

録及び新電気事業法第三条の許可を受けたもの

とみなし、旧一般電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届

三条第一項の許可を受けている卸電気事業者

(以下「旧卸電気事業者」という。)であつて新電気事業法第一「十七条の四の規定により許可を

受けるべき者に該当するものは、施行日に送電事業（新電気事業法第二条第一項第十号に規定する送電事業をいう。附則第十三条において同じ。）について新電気事業法第二十七条の四の規定により届出をするべき者に該当するものは、施行日に発電事業について同項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二十七条の七の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にされている卸電気事業（旧電気事業法第一条第一項第三号に規定する卸電気事業をいう。以下この項において同じ。）に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七条の四の規定により許可を受けけるべき者に係るものは、同条の規定による許可の申請とみなされし、この法律の施行の際現にされている卸電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

電気事業法第二百七十七条の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新電気事業法第二百七十七条の十六第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項及び新電気事業法第二百七十七条の十七第一項第二号に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿（同項に規定する小売供給特定送配電事業者登録簿をいう。）に登録するものとする。

4 この法律の施行の際現にされている特定電気事業（旧電気事業法第二条第一項第五号に規定する特定電気事業をいう。以下この条において同じ。）に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請は、新電気事業法第二百七十七条の十三第一項の規定により届出及び新電気事業法第二百七十七条の十五の規定による登録の申請とみなし、この法律の施行の際現にされている特定電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二百七十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者は、同項の規定によりした届出とみなす。

5 前項の規定により新電気事業法第二百七十七条の十五の規定による登録の申請とみなされた特定電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請をした者は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二百七十七条の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第一項の規定による届出がされていなかった場合は、新電気事業法第二百七十七条の十三第一項の規定による届出がされているものとみなす。

2 前項の規定により新電気事業法第二百七十七条の十三第一項の規定による届出をしたものとみなされる者は、施行日から起算して一月以内に同項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の三第四項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業（旧電気

事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模電気事業をいう。以下この条及び附則第七条第一項において同じ。)の制限の期間の短縮の処理を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七条の十三第四項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することの制限の期間の短縮の処理を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の第三第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けている場合は、この法律の施行後は、それぞれ新電気事業法第二十七条の十三第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の第三第六項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業の制限の期間の延長の処理を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七条の十三第六項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することの制限の期間の延長の処理を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六条の第三第六項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七条の十三第六項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することの制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。

第六条 新電気事業法第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営むとする者は、施行日前においても新電気事業法第二条の三の規定の例により、その登録の申請をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新電気事業法第二条の二から第二条の五まで、第二条の十一、第六十六条の十及び百四十四条第四項の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日に新電気事業法第一条の二の登録を受けたものとみなす。

3 第一項の規定により新電気事業法第一条の二の登録の申請をする者は、その登録の申請に先

立つて、推進機関（新電気事業法第二十八条の四に規定する推進機関をいう。次項並びに附則第八条第六項及び第七項において同じ。）に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関（旧電気事業法第二十八条の四に規定する推進機関をいう。）の会員であるときは、この限りでない。

前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、新電気事業法第二条の二の登録を受けた時に、推進機関の会員となる。

**第七条** 施行日前に旧電気事業法第十六条の三第一項の規定による届出をして自らが維持し、及び運用する電線路を介して特定規模電気事業を営んでいる者であつて新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けようとするものは、施行日前においても、新電気事業法第二十七条の十六の規定の例により、その登録の申請をすることができる。

経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新電気事業法第二十七条の十五から第二十七条の十八まで、第二十七条の二十三、第六十六条の十及び第一百四十四条第四項の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日に新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなす。

**第八条** 新電気事業法第二条第一項第十四号の規定により新たに発電事業となる事業を営んでいる者（旧一般電気事業者、旧卸電気事業者及び旧特定電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものを除く。以下この条において「仮発電事業者」という。）は、施行日から起算して三月間は、新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定にかかるず、当該事業を引き続き営むことができる。

前項の規定により引き続き新たに発電事業となる事業を営む場合には、仮発電事業者を発電事業者（新電気事業法第一条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。）とみなして、新電気事業法第二十七条の二十八、新電気事業法第二十七条の二十九において準用する新電気事業法第二十七条第一項並びに新電気事業法第三十一条第一項及び第五項第三十二条、第三十三条、第一百六条第三項並びに第百七条第





は同法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもので設定した料金若しくは同法第十八条第二項ただし書の認可を受けた料金（同法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）若しくは同法第二条第一項第十一号の三に規定する電気事業者に支払うべき当該電気事業者が同法第二十七条の十二の十一第一項の規定により経済産業大臣に届け出た託送供給等約款（同項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金若しくは同条第二項ただし書の承認を受けた料金の額の増加に対応する場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた特定小売供給約款（次項又は附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧電気事業法第十九条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 みなし小売電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の特定小売供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出に係る特定小売供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

6 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方針が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対する不当な差別的取扱いをするものでないこと。

経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該みなし小売電気事業者に対し、その届出を受理した日か

8  
ら三十日以内に限り、その特定小売供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項若しくは第七項の規定により届け出ている供給約款（附則第二十条第七項において「旧供給約款」という。）は、第一項の認可を受けた特定小売供給約款とみなす。

（旧認可供給条件に関する経過措置）

**第十九条** 旧認可供給条件は、施行日から起算して一月以内に、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

（特定小売供給約款の認可等に関する経過措置）

**第二十条** 一般電気事業者は、施行日前においても、附則第十八条第一項の規定の例により、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた特定小売供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、同項の認可を受けた特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項のただし書に規定する料金その他の供給条件により特定小売供給を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5 第一項の認可を受けた特定小売供給約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。

第一項の認可を受けた一般電気事業者に係る  
旧供給約款については附則第十八条第三項の規  
定は、当該一般電気事業者に係る旧認可供給條  
件については前条の規定は、それぞれ適用しな  
い。

第一項の認可を受けた特定小売供給約款は、  
附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供  
給約款とみなし、第四項の認可を受けた料金そ  
の他の供給条件は、附則第十六条第四項の規定  
によりなおその効力を有することとされる旧電  
気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受  
けた料金その他の供給条件とみなす。

第一項の認可を受けた一般電気事業者に係る  
旧供給約款については附則第十八条第三項の規  
定は、当該一般電気事業者に係る旧認可供給條  
件については前条の規定は、それぞれ適用しな  
い。

第一項の認可を受けた一般電気事業者に係る  
業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、每  
年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監  
査をしなければならない。

(公聴会)

第二十二条 経済産業大臣は、附則第十六条第四  
項の規定によりなおその効力を有することとさ  
れる旧電気事業法第二十三条第三項(特定小売  
供給約款に係るものに限る)又は附則第十七  
条第一項(指定旧供給区域の増加に係るものに  
限る)、第十八条第一項若しくは第二十条第一  
項の規定による処分をしようとするときは、公  
聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければな  
らない。

(みなし登録特定送配電事業者の供給義務等)

第二十三条 みなし登録特定送配電事業者は、施  
行日から起算して五年を超えない範囲内におい  
て政令で定める日までの間、正当な理由がなけ  
れば、当該みなし登録特定送配電事業者に係る  
旧電気事業法第六条第二項第三号の供給地點  
(第四項、次条及び附則第二十六条第一項にお  
いて「旧供給地點」という)における需要に  
応する電気の供給(以下「特別小売供給」とい  
う)を拒んではならない。

みなし登録特定送配電事業者が行う特別小売  
供給については、新電気事業法第二十七条の二  
十六第三項において準用する新電気事業法第二  
条の十三及び第二条の十四の規定は、適用しな  
い。

みなし登録特定送配電事業者については、旧  
電気事業法第七条、第十条、第十一条、第十四  
条、第十五条(第三項を除く)、第十六条(第  
三項を除く)、第二十四条第三項及び第四項、  
第三十四条、第六十六条の十、第一百十条並びに

4 第百四十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、第一項の政令で定める日までの間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 小売電気事業者及び旧供給地点に係るみなし登録特定送配電事業者以外の登録特定送配電事業者は（新電気事業法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）は、第一項の政令で定める日までの間、当該旧供給地点であつて当該旧供給地点に係るみなし登録特定送配電事業者が特別小売供給を開始したもののにおける需要に応じ電気を供給してはならない。

6 第二十四条 みなし登録特定送配電事業者は、旧供給地点を増加することができない。

7 第二十四条 みなし登録特定送配電事業者は、旧供給地点を減少しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な減少をしようとするときは、この限りでない。

8 四 旧供給地点における需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

9 五 前項の規定による届出をしたみなし登録特定送配電事業者は、第二項の規定に係る書類の経済産業省令で定める軽微な減少をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

10 六 経済産業大臣は、第四項の規定による届出の内容が、第三項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

いと認めるときは、その届出をしたまなし登録特定送配電事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができ（まなし登録特定送配電事業者の供給条件）。

**第二十五条** まなし登録特定送配電事業者は、附則第二十三条第一項の政令で定める日までの間、特別小売供給に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該まなし登録特定送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

料金が定率又は定額をもつて明確に定められていたり、料金が定率又は定額をもつて明確に定められており、使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

まなし登録特定送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあるものでないこと。

この法律の施行の際に旧電気事業法第二十四条第一項の規定により届け出ている料金その他の供給条件は、第一項の規定により届け出た

2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100  
101  
102  
103  
104  
105  
106  
107  
108  
109  
110  
111  
112  
113  
114  
115  
116  
117  
118  
119  
120  
121  
122  
123  
124  
125  
126  
127  
128  
129  
130  
131  
132  
133  
134  
135  
136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180  
181  
182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
193  
194  
195  
196  
197  
198  
199  
200  
201  
202  
203  
204  
205  
206  
207  
208  
209  
210  
211  
212  
213  
214  
215  
216  
217  
218  
219  
220  
221  
222  
223  
224  
225  
226  
227  
228  
229  
230  
231  
232  
233  
234  
235  
236  
237  
238  
239  
240  
241  
242  
243  
244  
245  
246  
247  
248  
249  
250  
251  
252  
253  
254  
255  
256  
257  
258  
259  
260  
261  
262  
263  
264  
265  
266  
267  
268  
269  
270  
271  
272  
273  
274  
275  
276  
277  
278  
279  
280  
281  
282  
283  
284  
285  
286  
287  
288  
289  
290  
291  
292  
293  
294  
295  
296  
297  
298  
299  
300  
301  
302  
303  
304  
305  
306  
307  
308  
309  
310  
311  
312  
313  
314  
315  
316  
317  
318  
319  
320  
321  
322  
323  
324  
325  
326  
327  
328  
329  
330  
331  
332  
333  
334  
335  
336  
337  
338  
339  
340  
341  
342  
343  
344  
345  
346  
347  
348  
349  
350  
351  
352  
353  
354  
355  
356  
357  
358  
359  
360  
361  
362  
363  
364  
365  
366  
367  
368  
369  
370  
371  
372  
373  
374  
375  
376  
377  
378  
379  
380  
381  
382  
383  
384  
385  
386  
387  
388  
389  
390  
391  
392  
393  
394  
395  
396  
397  
398  
399  
400  
401  
402  
403  
404  
405  
406  
407  
408  
409  
410  
411  
412  
413  
414  
415  
416  
417  
418  
419  
420  
421  
422  
423  
424  
425  
426  
427  
428  
429  
430  
431  
432  
433  
434  
435  
436  
437  
438  
439  
440  
441  
442  
443  
444  
445  
446  
447  
448  
449  
450  
451  
452  
453  
454  
455  
456  
457  
458  
459  
460  
461  
462  
463  
464  
465  
466  
467  
468  
469  
470  
471  
472  
473  
474  
475  
476  
477  
478  
479  
480  
481  
482  
483  
484  
485  
486  
487  
488  
489  
490  
491  
492  
493  
494  
495  
496  
497  
498  
499  
500  
501  
502  
503  
504  
505  
506  
507  
508  
509  
510  
511  
512  
513  
514  
515  
516  
517  
518  
519  
520  
521  
522  
523  
524  
525  
526  
527  
528  
529  
530  
531  
532  
533  
534  
535  
536  
537  
538  
539  
540  
541  
542  
543  
544  
545  
546  
547  
548  
549  
550  
551  
552  
553  
554  
555  
556  
557  
558  
559  
5510  
5511  
5512  
5513  
5514  
5515  
5516  
5517  
5518  
5519  
5520  
5521  
5522  
5523  
5524  
5525  
5526  
5527  
5528  
5529  
55210  
55211  
55212  
55213  
55214  
55215  
55216  
55217  
55218  
55219  
55220  
55221  
55222  
55223  
55224  
55225  
55226  
55227  
55228  
55229  
55230  
55231  
55232  
55233  
55234  
55235  
55236  
55237  
55238  
55239  
55240  
55241  
55242  
55243  
55244  
55245  
55246  
55247  
55248  
55249  
55250  
55251  
55252  
55253  
55254  
55255  
55256  
55257  
55258  
55259  
55260  
55261  
55262  
55263  
55264  
55265  
55266  
55267  
55268  
55269  
55270  
55271  
55272  
55273  
55274  
55275  
55276  
55277  
55278  
55279  
55280  
55281  
55282  
55283  
55284  
55285  
55286  
55287  
55288  
55289  
55290  
55291  
55292  
55293  
55294  
55295  
55296  
55297  
55298  
55299  
552100  
552101  
552102  
552103  
552104  
552105  
552106  
552107  
552108  
552109  
552110  
552111  
552112  
552113  
552114  
552115  
552116  
552117  
552118  
552119  
552120  
552121  
552122  
552123  
552124  
552125  
552126  
552127  
552128  
552129  
552130  
552131  
552132  
552133  
552134  
552135  
552136  
552137  
552138  
552139  
552140  
552141  
552142  
552143  
552144  
552145  
552146  
552147  
552148  
552149  
552150  
552151  
552152  
552153  
552154  
552155  
552156  
552157  
552158  
552159  
552160  
552161  
552162  
552163  
552164  
552165  
552166  
552167  
552168  
552169  
552170  
552171  
552172  
552173  
552174  
552175  
552176  
552177  
552178  
552179  
552180  
552181  
552182  
552183  
552184  
552185  
552186  
552187  
552188  
552189  
552190  
552191  
552192  
552193  
552194  
552195  
552196  
552197  
552198  
552199  
552200  
552201  
552202  
552203  
552204  
552205  
552206  
552207  
552208  
552209  
552210  
552211  
552212  
552213  
552214  
552215  
552216  
552217  
552218  
552219  
552220  
552221  
552222  
552223  
552224  
552225  
552226  
552227  
552228  
552229  
552230  
552231  
552232  
552233  
552234  
552235  
552236  
552237  
552238  
552239  
552240  
552241  
552242  
552243  
552244  
552245  
552246  
552247  
552248  
552249  
552250  
552251  
552252  
552253  
552254  
552255  
552256  
552257  
552258  
552259  
552260  
552261  
552262  
552263  
552264  
552265  
552266  
552267  
552268  
552269  
552270  
552271  
552272  
552273  
552274  
552275  
552276  
552277  
552278  
552279  
552280  
552281  
552282  
552283  
552284  
552285  
552286  
552287  
552288  
552289  
552290  
552291  
552292  
552293  
552294  
552295  
552296  
552297  
552298  
552299  
5522100  
5522101  
5522102  
5522103  
5522104  
5522105  
5522106  
5522107  
5522108  
5522109  
5522110  
5522111  
5522112  
5522113  
5522114  
5522115  
5522116  
5522117  
5522118  
5522119  
5522120  
5522121  
5522122  
5522123  
5522124  
5522125  
5522126  
5522127  
5522128  
5522129  
5522130  
5522131  
5522132  
5522133  
5522134  
5522135  
5522136  
5522137  
5522138  
5522139  
5522140  
5522141  
5522142  
5522143  
5522144  
5522145  
5522146  
5522147  
5522148  
5522149  
5522150  
5522151  
5522152  
5522153  
5522154  
5522155  
5522156  
5522157  
5522158  
5522159  
5522160  
5522161  
5522162  
5522163  
5522164  
5522165  
5522166  
5522167  
5522168  
5522169  
5522170  
5522171  
5522172  
5522173  
5522174  
5522175  
5522176  
5522177  
5522178  
5522179  
5522180  
5522181  
5522182  
5522183  
5522184  
5522185  
5522186  
5522187  
5522188  
5522189  
5522190  
5522191  
5522192  
5522193  
5522194  
5522195  
5522196  
5522197  
5522198  
5522199  
5522200  
5522201  
5522202  
5522203  
5522204  
5522205  
5522206  
5522207  
5522208  
5522209  
5522210  
5522211  
5522212  
5522213  
5522214  
5522215  
5522216  
5522217  
5522218  
5522219  
5522220  
5522221  
5522222  
5522223  
5522224  
5522225  
5522226  
5522227  
5522228  
5522229  
55222210  
55222211  
55222212  
55222213  
55222214  
55222215  
55222216  
55222217  
55222218  
55222219  
55222220  
55222221  
55222222  
55222223  
55222224  
55222225  
55222226  
55222227  
55222228  
55222229  
552222210  
552222211  
552222212  
552222213  
552222214  
552222215  
552222216  
552222217  
552222218  
552222219  
552222220  
552222221  
552222222  
552222223  
552222224  
552222225  
552222226  
552222227  
552222228  
552222229  
5522222210  
5522222211  
5522222212  
5522222213  
5522222214  
5522222215  
5522222216  
5522222217  
5522222218  
5522222219  
5522222220  
5522222221  
5522222222  
5522222223  
5522222224  
5522222225  
5522222226  
5522222227  
5522222228  
5522222229  
55222222210  
55222222211  
55222222212  
55222222213  
55222222214  
55222222215  
55222222216  
55222222217  
55222222218  
55222222219  
55222222220  
55222222221  
55222222222  
55222222223  
55222222224  
55222222225  
55222222226  
55222222227  
55222222228  
55222222229  
552222222210  
552222222211  
552222222212  
552222222213  
552222222214  
552222222215  
552222222216  
552222222217  
552222222218  
552222222219  
552222222220  
552222222221  
552222222222  
552222222223  
552222222224  
552222222225  
552222222226  
552222222227  
552222222228  
552222222229  
5522222222210  
5522222222211  
5522222222212  
5522222222213  
5522222222214  
5522222222215  
5522222222216  
5522222222217  
5522222222218  
5522222222219  
5522222222220  
5522222222221  
5522222222222  
5522222222223  
5522222222224  
5522222222225  
5522222222226  
5522222222227  
5522222222228  
5522222222229  
55222222222210  
55222222222211  
55222222222212  
55222222222213  
55222222222214  
55222222222215  
55222222222216  
55222222222217  
55222222222218  
55222222222219  
55222222222220  
55222222222221  
55222222222222  
55222222222223  
55222222222224  
55222222222225  
55222222222226  
55222222222227  
55222222222228  
55222222222229  
552222222222210  
552222222222211  
552222222222212  
552222222222213  
552222222222214  
552222222222215  
552222222222216  
552222222222217  
552222222222218  
552222222222219  
552222222222220  
552222222222221  
552222222222222  
552222222222223  
552222222222224  
552222222222225  
552222222222226  
552222222222227  
552222222222228  
552222222222229  
5522222222222210  
5522222222222211  
5522222222222212  
5522222222222213  
5522222222222214  
5522222222222215  
5522222222222216  
5522222222222217  
5522222222222218  
5522222222222219  
5522222222222220  
5522222222222221  
5522222222222222  
5522222222222223  
5522222222222224  
5522222222222225  
5522222222222226  
5522222222222227  
5522222222222228  
5522222222222229  
55222222222222210  
55222222222222211  
55222222222222212  
55222222222222213  
55222222222222214  
55222222222222215  
55222222222222216  
55222222222222217  
55222222222222218  
55222222222222219  
55222222222222220  
55222222222222221  
55222222222222222  
55222222222222223  
55222222222222224  
55222222222222225  
55222222222222226  
55222222222222227  
55222222222222228  
55222222222222229  
552222222222222210  
552222222222222211  
552222222222222212  
552222222222222213  
552222222222222214  
552222222222222215  
552222222222222216  
552222222222222217  
552222222222222218  
552222222222222219  
552222222222222220  
552222222222222221  
552222222222222222  
552222222222222223  
552222222222222224  
552222222222222225  
552222222222222226  
552222222222222227  
552222222222222228  
552222222222222229  
5522222222222222210  
5522222222222222211  
5522222222222222212  
5522222222222222213  
5522222222222222214  
5522222222222222215  
5522222222222222216  
5522222222222222217  
5522222222222222218  
5522222222222222219  
5522222222222222220  
5522222222222222221  
5522222222222222222  
5522222222222222223  
5522222222222222224  
5522222222222222225  
5522222222222222226  
5522222222222222227  
5522222222222222228  
5522222222222222229  
55222222222222222210  
55222222222222222211  
55222222222222222212  
55222222222222222213  
55222222222222222214  
55222222222222222215  
55222222222222222216  
55222222222222222217  
55222222222222222218  
55222222222222222219  
55222222222222222220  
55222222222222222221  
55222222222222222222  
55222222222222222223  
55222222222222222224  
55222222222222222225  
55222222222222222226  
55222222222222222227  
55222222222222222228  
55222222222222222229  
552222222222222222210  
552222222222222222211  
552222222222222222212  
552222222222222222213  
552222222222222222214  
552222222222222222215  
552222222222222222216  
552222222222222222217  
552222222222222222218  
552222222222222222219  
5522222

前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

一 附則第十六条第一項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者  
二 附則第二十三条第一項の規定に違反して電

**第三十九条** 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合(罰則に関する経過措置)

三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条の二の改

**第二十五条の十一** 委員会が前条第一項又は第二

項の規定により委任された附則第二十五条の二の規定により行う報告又は資料の提出の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してものみ行うことができる。

三 附則第二十三条第四項の規定に違反して電気を供給した者  
第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万元以下の罰金に処する。  
一 附則第十条第二項、第十二条第二項又は第十八条第七項の規定による命令に違反した者

合にいわく、旅行日以後にいかなるに對する費用の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**(聴聞の特例)**  
**第二十六条** 経済産業大臣は、附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十六条第三項の規定による指定旧供給区域の減少をしようとするとき、又は附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十五条第四項若しくは第十六条第二項若しくは第四項の規定による旧供給地点の減少をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

二 附則第二十四条第七項又は第五十五条第三項の規定による命令に違反した者  
三十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第九条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二 附則第九条第三項、第十条第三項、第十一條第三項又は第二十条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

三 附則第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 附則第十七条第六項の規定による届出をせ

置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

力を有することとされる旧電気事業法第十五条  
第一項若しくは第二項若しくは第十六条第一項  
若しくは第三項又は附則第二十三条第三項の規定  
によりなおその効力を有することとされる旧  
電気事業法第十五条第一項、第二項若しくは第  
四項若しくは第十六条第一項、第二項若しくは  
第四項の規定による処分に係る聴聞の期日にお  
ける審理は、公開により行わなければならな  
い。

五 す、又は虚偽の届出をした者  
六 附則第二十五条の二第一項又は第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。  
第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第二百四十九号)  
抄

（施行期日）  
**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日より施行する。

**第二十七条** この附則の規定及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法の規定による登録、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することがで  
きる。

人の業務に關し、附則第二十八条から前条まで  
の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ  
か、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑  
を科する。

名号は定める日から施行する。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、認可若しくは許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

**第三十八条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に

(第一号から第三号までに係る部分に限る)、第四十六条(附則第四十四条及び第四十五条)、七十四条及び第九十八条の規定 公布の日

**(罰則)**  
**第二十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

二 第一条及び第十三条の規定並びに附則第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五条规定（昭和四十九年法律第七十九号）第二条免許税法別表第一第一百一号の改正規定及び同表第一百四号（八）の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条规定（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十条から九十五条まで及び第十九十七条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

六 第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十一条までの規定、附則第八十八条规定（電源開発促進税法第二条第二号の改正規定、同法第九条第二項の改正規定（「第十一条に」を「第十一條第一項に」に改める部分に限る。）、同法第十一條第一項に」に改める部分に限る。）並びに附則第七条及び第八条の規定 平成三十一年四月一日

七 略

八 附則第三条から第五条まで及び第九条から第十二条までの規定、附則第八十九条规定（電源開発促進税法第二条第二号の改正規定、同法第九条第二項の改正規定（「第十一条に」を「第十一條第一項に」に改める部分に限る。）、同法第十一條第一項の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第九十六条の規定 平成二十六年改正法の施行の日（電力取引監視等委員会の委員長及び委員に関する経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の電気事業法（以下「この条において「第三号旧電気事業法」という。）第六十六条の六の規定により任命された者は、それぞれ、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）に、同号に掲げる規定による改正後の電気事業法（以下この条において「第二号新電気事業法」という。）第六十六条の七第一項の規定により電力・ガス取引監視等委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第三号新電気事業法第六十六条の七第一項の規定により（かわらず、第三号施行日における第三号旧電気事業法第六十六条の六の規定により任命され

八　附則第三条から第五条まで及び第九条から第十二条までの規定　附則第八十一条中電源開発促進税法第二条第二号の改正規定、同法第九条第二項の改正規定（「第十一條に」）を「第十一條第一項に」に改める部分に限る。）、同法第十一條の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第九十六条の規定　平成二十六年改正法の施行の日  
（電力取引監視等委員会の委員長及び委員に関する経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる規定の施行の際現に

第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第一百一号の改正規定及び同表第一百四号（八）の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定め

2 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧電気事業法第六十六条の五第二項の規定により指名された委員である者は、第三号施行日に、第三号新電気事業法第六十六条の五第二項の規定により委員長の職務を代理する委員として指名されたもののみなす。

(一般送配電事業者の電力量調整供給に係る託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置)

第三条 平成二十六年改正法の施行の際現に附則第三条第五号に掲げる規定による改正前の電気事業法（以下この項において「第五号旧電気事業法」という。）第三条の許可を受けている一般送配電事業者（以下この条において単に「一般送配電事業者」という。）は、平成二十六年改正法の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の電気事業法（以下この条において「第五号新電気事業法」という。）第十八条第一項に規定する託送供給等約款（以下この条において単に「託送供給等約款」という。）について、第五号新電気事業法第二条第一項第七号に規定する電力量調整供給（第五号旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する発電量調整供給を除く。次項第二号及び第四項において同じ。）に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が電力量調整供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般送配電事業者及び前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

第一項の認可を受けた一般送配電事業者は、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた一般送配電事業者は、同項の認可を受けた託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であつて、第五号新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により電力量調整供給を行おうとするときは、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という）。前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5 経済産業大臣は、第一項又は前項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（第三号施行日前にあつては、電力取引監視等委員会）の意見を聴かなければならない。

6 第一項の認可を受けた託送供給等約款及び第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

7 第一項の認可を受けた託送供給等約款は、第五号新電気事業法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項のただし書の認可を受けた料金その他の供給条件となす。

（罰則）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二 前条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

第五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された第三条の規定による改

(電気事業法の一部改正に伴う準備行為)

**第七条** 一般送配電事業者（旧電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。第三項及び次条第一項第一号において同じ。）は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の電気事業法（以下この条及び次条において「新電気事業法」という。）第二十二条の二第二項ただし書及び第二項並びに第六十六条の十一の規定の例により、経済産業大臣の認可を受けることができる。

送電事業者（旧電気事業法第一条第一項第十一号に規定する送電事業者をいう。次項及び次条第一項第二号において同じ。）は、施行日前においても、新電気事業法第二十七条の十一の二第一項ただし書及び第二項並びに第六十六条の十一の規定の例により、経済産業大臣の認可を受けることができる。

**第八条** 次に掲げる会社は、施行日前においても、新電気事業法第十項から第十一項まで、第十五項及び第十六項の規定の例により、経済産業大臣の認定を受けるものとみなす。

一般送配電事業者たる会社

送電事業者たる会社

発電事業者（旧電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。）たる会社

会社

**四** 前三号に掲げる会社を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第一条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社

前項の認定を受けた会社は、施行日において新電気事業法附則第十二項の認定を受けたものとみなす。

（電気事業に係る兼業者たる法人の分割等に関する特例措置）

**第九条** 平成二十六年改正法の施行の日から施行日までの間において、兼業者（一般送配電事業者（旧電気事業法第二条第一項第八号に規定する







